

《 資 料 》

明治十年代の三井組

安岡 重明

- 一、明治九年の盟約書およびその改訂
- 二、明治十年代の三井銀行
- 三、明治十九年の改革
- 四、まとめ

一、明治九年の盟約書およびその改訂

明治九年七月、三井組は商事部門を独立の企業とするため三井物産会社を起し、一方従来の三井組の事業の主流であった御用所を無名会社三井銀行にきりかえた。三井物産の創立事情については、拙稿「日本における財閥の原型——鴻池・三井を素材とした試論」において、三井銀行の創立史については拙稿「明治初年三井家の店制改革」、「明治六、七年の三井組店制」においてふれているのでいまはふれない。ただし三井物産・三井銀行の創立の具体的経過については、なお解明すべき余地があり、また若干の史料も持っているが、今回は省略し、本稿では金融部門と商事部門とを企業的には切りはなして合理化を一

歩進めた三井家が、諸事業と同族団との関係をどう変更したか、また同族財産管理にどのような処置をとったか、について、諸規則を通して観察する。

明治十、二十年代の三井家制研究は、明治初期における三井組改組の一段落から明治三十三年の三井家憲の制定、さらに同四十二年の財閥コンツェルンの形成にいたる三井組の性格の解明に寄与するだろう。明治十年代について考察する前にどうしても見ておかねばならないのは、明治九年七月の三井銀行創立直後の同年九月に作製されたと思われる「盟約書」である。

この盟約書は、三井銀行と三井組大元方・三井同苗との間に締結されたものである。その前文ではまず冒頭に「此度大改革を行ない、三井組の名称を廃し、三井銀行を創立したのは、時節にあつた態勢をとるためであつて、目前の小利のためではなく、将来の大利のためである。当家は小野や島田とちがつて生きのびえだが、新法を採用して旧慣をあらためなければ先の見込みがたない。このたび会社の法を採用したからには、三井銀行の資本は株主一同のものであつて、三井氏一族のものではない。また旧三井組大元方の資財は三井一族の共有物ではなく、また同苗個々人の私有でもない。その関係を明確にするため、三井銀行・旧三井組大元方・三井氏同苗中の三者の間に条項を設け盟約を結ぶ。」としている。第一条以下の要点を記すと、三井氏同苗は所有株数に応じた発言・投票権をもつ(第一条)。旧大元方は三井組の不動産を抵当として、銀行より百万円をかりて銀行株金とする(一万株)。銀行はその抵当物を官金の抵

当物とするから、この貸借は無利足とする。そして一万株の配当金でもって百万円の返済にあてる(第二条)。旧大元方より三井同苗九軒に五千株(五拾万円)を割与する(第三条)。同苗のこの五〇万円は三井銀行より貸付けたものであって、返済は大元方の一万株の配当金をもつておこなう。未払株金の利子は、五千株(毎年減少するが)の株式配当でもつて相殺する(第四条)。旧大元方はこの五〇万円の元金皆済まで同苗に定額金を支給し、元金皆済後は配当金(純益金)にきりかえる(第五・六条)。旧大元方の株金百万円は銀行と三井組との間に生れた物であるから三井氏の共有物ではない。またこの株金より生ずる純益金は旧大元方と三井銀行大元縮が管理する(第九条)。会社法を採用した上は、三井氏同苗中と旧使用人との間の家長・雇人の関係はなくなつたものとする(第十一条)。以上の盟約をなした上は、各家において改革を行うべし、その努力をしない一家没落の憂き目にあつても、銀行も旧大元方も助力はしない(第十二条)。

ここでとりわけ注目しておきたいことは、(一)三井組大元方に旧の字がつけられており、三井銀行発足を機会に大元方の改革ないしは名称の変更が考えられていたと思われることである。また(二)三井氏九軒の権利を極力制限し、共有財産を費消せしめないよう強い規制を加えている。とくに大元方所有の銀行株については、三井氏同苗中の共有物ではない、といった表現まで用いている。資本の創出の点からは、大元方出資金百万円も、三井氏同苗出資金五〇万円もいづれも、三井銀行発足

後の同行の純益のなから創り出される形をとっていることが興味ぶかい。

盟約書

此度非常之改革を行ひ、三井組之名称を廃し、更ニ三井銀行を興立する趣意ハ、猥ニ事を好み変更を為すニあらず、専ら時機ニ応じ、形勢ニ適し、細利を目前ニ射すして、鴻益を永遠ニ謀らん事を欲するなり、抑三井組之營業たる、旧幕府以降數百年相統せりといへとも、其今日之声誉を得今日之体裁を為したるハ御一新以後ニして、当時小野・島田を始め、世ニ豪富と称せらるるもの各歴然たりしニ、追々時勢変遷し、隨而破産退転等之者相踵き、其余波世上一般資本之流通壅塞を致し、加るニ政府之御預り金ニハ相当之抵当物を出すへき之命あり、此際ニ於て三井組も殆んど閉店ニ及ぶへき之処、非常之勉励ヲ以テニ危急之場を凌たりといへとも、到底旧慣ニ安んじて其弊を革めず、新法を設けて其美を採らざる時ハ、此業を維持すへき前途之目適立たざるか故ニ、遂ニ今般之改革を行ひたるハ、万々止むを得ざるニ出し事ニ有レ之、夫ニ付既ニ会社法を設けし以上ハ、此三井銀行之資本ハ株主一同之物ニして三井氏一族之物ニあらず、又旧三井組大元方之資財ハ三井氏一族之共有物ニ非ず、又同苗中各已之私有物ニもあらず、然して其紀綱たる予しめ之を判然確定するニあられされハ、向來錯雜の弊なきを保たす、故ニ三井銀行と旧三井組大元方と三

井氏同苗中との間ニ於て條款を掲げ、盟約を結ぶこと左之如し、

第一条

旧三井組大元方及び三井氏同苗中ハ、此三井銀行之株主之一部たるものニして、其身代ニ至りてハ各別なる者とす、故ニ銀行之事業ニ就てハ、旧三井組大元方以下略して旧大元方とす及び三井氏同苗中ハ各所有之株数ニ応じたる発言投票の権を有するものニして若其株主一同之衆議ニ決せし事項ハ之を拒むの權なかるへし、

第二条

旧大元方ハ、従前三井組之資産百万円を三井銀行ニ指入れ、則ち老万株之株主となり、此株高より生ずる純益金ヲ以旧大元方之規程ニ従ひ、三井氏同苗中ニ代りて三井銀行之貸附金を支消すへし、

但、此百万円ハ旧三井組所有之動不動産を抵当として、三井銀行より借入れ其金を以て株金ニ差入れたるもの也、又三井銀行ハ旧大元方より預りたる抵当物を以て、更ニ官金御預り之抵当ニ指出したる故ニ、此貸借ハ無利足たるへし、

第三条

旧大元方より三井氏同苗中へ割与する処之株数ハ左之如し、

七百株 金七万円 八郎右衛門
七百株 金七万円 三郎助

三百株	金三万円	次郎右衛門
七百株	金七万円	元之助
七百株	金七万円	源右衛門
七百株	金七万円	八郎次郎
七百株	金七万円	宸之助
二百五拾株	金二万五千元	篤次郎
二百五拾株	金二万五千元	則右衛門
合計	合計	
五千株	金五拾万円	

第四条

此五拾万円之株金ハ、三井銀行より三井氏同苗中へ貸与し、其金ヲ以テ直ニ株金ニ繰込たるもの也、故ニ此支消法ハ旧大元方之株数百万円より生ずる純益金ヲ以、五拾万円に充つるを度とし、三井氏同苗中ニ代りて旧大元方より銀行へ償却すへし

但、此五拾万円之元金より生ずる銀行之純益金ハ貸附之利子と看做し、銀行へ收入し三井氏同苗中へ割賦をなさざるへし、尤此内旧大元方より元金之支消を為したる丈ケ之株数へハ年々純益を割渡すへしといへとも、元金皆済迄之間ハ其純益を三井氏同苗中へ渡さず、都而旧大元方へ收入すへし、

第五条

旧大元方ニ於てハ、右五拾万円之元金皆済ニ及ぶ迄之間ハ第六条ニ従ひ、定額金を支給すへし、尤元金皆済するを期

とし銀行株金より生ずる純益金を直ちニ割賦すへきニ付、
定額金ハ給せざるべし、

第六 条

旧大元方より三井氏同苗中へ五拾万円之株金皆済まで之
間、給与する一ヶ年之定額金左之如し、

金三千元 八郎右衛門
金千五百円 三郎 助
金千五百円 元之 助
金千五百円 源右衛門
金千五百円 八郎次郎
金千五百円 辰之 助
金七百元 篤次郎
金七百元 則右衛門

右定額金ハ、年兩度^{十二月}ニ割合旧大元方ニ給与すべし、
尤此金ハ其家ニ給与するものニ付、人口之多寡ニ就て増減
することなかるべし、

第七 条

右定額金ハ、其一家ニ於而一ヶ年之諸費諸賄其他臨時之費
用ニ至る迄も悉皆弁すべきものとす、故ニ旧大元方ニ於て
ハ、三井家祖先之祭祀費を別段ニ給するの外、冠婚其他之
慶事喪事ハ勿論、臨時如何程無^レ抛費用を要することある
とも、此定額之外ニハ一切給与をなさざるべし、

第八 条

第三条并第六条ニ掲げたる株分け金及ひ定額金ハ、其一家

ニ属するものニ付、家長之存意を以て其子弟等ニ分割賦与
する等、都て家長之自由ニ任せ、銀行並旧大元方に於て之
を拒むことなかるべし、

第九 条

旧大元方より銀行ニ加入したる株金百万円ハ、銀行と旧三
井組と之間ニ生したる物ニして、三井氏^ノ家族之共有物ニあ
らず、故ニ同苗中^ノ之勝手を以て其一部たり共随意ニ引込み、
或ハ其株券を買入ニして私用ニ行使する等之事を禁す、又
此株金より生ずる純益金ハ、三井氏同苗中私有之株数五拾
万株を償ひ畢りし後ハ、年々旧大元方ニ積立置き、他用ニ供
する事を許さず、是等之監守ハ都て旧大元方と三井銀行大
元締との協議ニ属し、三井氏同苗中^ノ之自由ニ任せざるべし、

第十 条

三井氏、同苗中より銀行之役員ニ選擇せらるる者あれハ、
銀行より年給役料利益配当勤功株を与ふる等ハ都而銀行成
規之通り遵行すべし、

第十一 条

此度会社法ニ改めたる以上ハ、三井氏同苗中と旧隸属とハ
家長雇入^ノ儀ハ絶たるものとす、故ニ旧隸属といへとも之
を銀行之役員ニ選任せし以上ハ、三井氏同苗中ニ於而其者
を私事ニ使役する等之事ハ一切為さざるべし、

但、銀行之役員ニ非る者ニして之を雇使するハ、相對之
示談ニ任す、尤其給料等ハ各自定額金之内より支給すべ
くして、銀行又ハ旧大元方ニハ一切關係せざるべし、

第十二条

右之盟約を為したる上ハ、三井氏同苗中ニ於てハ向來活計之困難なからしむへき用途を定め、其一家之改革を行ふべし、若然らずして自ら困窮を求め、或ハ懶惰放逸ニして災厄を來し、假令本人之身命又ハ其一家之浮沈ニ関する事柄あるとも、銀行ハ勿論旧大元方ニ於てハ些少之助力教育等を為さず、且其事柄ニ一切関係せざるべし、

右盟約を為したるニ付、此書面三通を製し、各姓名を自署鈐印して、三井銀行と旧三井組大元方と三井氏同苗中と各一通宛を藏め置き、後日之証拠ニ供するもの也、

明治九年月日〇九
月カ

三井銀行
三井銀
行之印

総長代理兼副長

三野村利左衛門 (印)

副長

三井三郎助 (印)

監事

三野村利助 (印)

西邸虎四郎 (印)

今井友五郎 (印)

旧三井大元方

三井八郎右衛門 (印)

三井三郎助 (印)

三井次郎右衛門 (印)

三井元之助 (印)

三井源右衛門 (印)

三井八郎次郎 (印)

三井宸之助 (印)
三井篤次郎 (印)
三井則右衛門

旧三井組大元方重役

三野村利左衛門 (印)

齊藤純造 (印)

永田甚七 (印)

以上のように明治九年の盟約書の内容は、明治初年以來の三井家改革の線上にあるものではあるが、三井氏同苗中とっては苛酷なものであり、内部では相当根強い反対があつたものと思われる。明治六年の改革においても、八郎右衛門高福、三野村利左衛門の意見書がその事実を指摘していた。しかしながら、三野村の死によつて明治九年の改組を定着せしめ、大元方の新しい形をきめることはできなかったと思われる。三野村はすでに銀行創立のときには病をえており、翌十年二月二十一日に死去した。明治十一年八月「舊ニ締結シタル盟約書修正ノ事ニ与カリ、三井組並ニ同族ノ權利ヲ伸張ス」(傍点安岡)と表現される盟約の改訂を行なつたものも三野村の死と無関係ではあるまい。この改訂の要点はつぎのとおりである。

明治十一年八月の盟約書の改訂の要点は、(一)「三井組の名稱を廢し」とあつたのを三井組の「事業を継ぎ」にあらためる。(二)「旧大元方」という称呼を「大元方」にあらためる。(三)「三井組大元方の資財は、三井氏一族の共有物に非ず」を「共

有物にして」とあらためる。(四) 定額金のほかは、いかなる
 ことがあつても一切給与しないと定めてあつたのを、「婚礼喪
 事・非常の天災等無抛大費用を要することあるときは、大元
 方・銀行大元縮両役員評議の上、出金すへし」とあらため、同
 苗救済の条件を明記した。第十二条で「右之の盟約を為したる上
 は、三井氏同苗中に於ては向來活計之困難なからしむへき目途
 を定め、其一家之改革を行ふべし」に続いてかかれてゐる次の
 文章を削除した(前掲盟約書参照)。「若然らずして自ら困窮を
 求め、或ハ懶惰放逸ニして災厄を來し、假令本人之身命又ハ其
 一家之浮沈ニ関する事柄あるとも、銀行ハ勿論旧大元方ニ於て
 は此之の助力救済等を為さず、且其事柄ニ一切關係せざるべ
 し。」これまた、同苗救済条件の緩和につながる改訂である。
 (五) 第四条の出資の条項は、本条および但書とも全文つぎの
 ように改訂された。

「此株金五拾万円ノ内、式拾五万円ハ明治九年大元方ヨリ既ニ
 募入シ、残式拾五万円ハ、明治十一年三井銀行(以下略シテ)
 大元縮ヨリ仮ニ募リタルモノナレハ、大元方ヨリ銀行ヘ償却
 スベシ、

但、既ニ大元方ヨリ募リタル式拾五万円ヨリ生スル純益
 ハ、大元方ヘ收入シ、同苗中ヘハ割賦ヲナサス、又銀行ヨ
 リ仮ニ募リタル式拾五万円ヨリ生スル純益ハ、銀行ヘ收入
 スベシ、」

理解しにくい点もあるが、これを解釈するつぎのようになる
 だろう。同苗九人の名義の出資金五〇万円のうち、二五万円は

大元方が立替え払いにし、その株式配当は大元方が受けとる。
 残り二五万円は三井銀行が立替え払いし、その株式配当は銀行
 が受けとる。銀行の立てかえ分は大元方より返済する。以下は
 推定であるが、この残り二五万円の返済がすんだとき、五〇万
 円(五千株)が名義人たちのものとなり、大元方からの定額金
 は停止され、名義人たち(同苗九軒)はその株式配当で生計を
 たてる。同苗九軒が一銭の出資もなまず、合計五〇万円の出資
 者になるカラクリには、変化はないと思われる。

明治九年の盟約書における「三井組大元方の資材は、三井氏
 一族の共有物に非ず」という文言は、興味深い表現であつて、
 三野村の胸中には大元方を一種の法人に仕立てていこうとする
 意図があつたように感ぜられる。当時の制度のもとで、私有で
 も、共有でもない財産は考えられないから、「共有物に非ず」
 というのは、誇張の表現か、筆のはしりすぎのようにも思われ
 るが、私は、相当意味のある表現と考えたい。共有物であれば
 分割可能であり、いづれ散逸する可能性があるが、三井氏一族
 にも対抗しうるような法人としての大元方の財産としておけ
 ば、その危険性は相当回避できる。明治九年の盟約書における
 苛酷なまでの同苗規制は、同苗の恣意による財産の蕩尽を極力
 警戒しており、大元方財産の保全のためには、その財産を同苗
 の共有から法人の財産にきりかえた方が好都合であつたろう。
 三野村の意図をいま証明することはできないが、明治九年の盟
 約書における「旧大元方」という称呼といい、同苗規制といい、
 三野村が大元方の大改革を考えていたことはほゞ察せられると

ころであり、明治初年以來の諸改革が内部的には、もつぱら三井一族の財産の保全のためになされたこととあわせ考えれば、私の推察を荒唐無稽ということはできないであらう。しかしながら、三野村の死によつて、その方向への傾斜はひとまず止められた。同苗の権利の伸張とは、要するに同苗たちが大元方財産への権利を回復したことにほかならない。しかしその回復も、けつして大巾なものでなかつただろう。それは明治十九年の諸規則からも察せられるところである。

参考資料として、第一期の營業成績の概要をみておこう。

明治九年分

一、業別	私盟銀行
一、持主	三七七名
一、入社人員	一三名
一、地名	第一大区五小区駿河町五番地
一、社名	三井銀行
一、株金	二〇〇万円
一、入費	金二五万二、五九三円三五錢〇九
一、役員	四一名 <small>是ハ總長三井八郎右衛門始 夫々重立候役員ニ御座候</small>
一、給料	金四万二、一〇〇四円 <small>是ハ前任三井八郎 並備丁ニ至ル迄 ノ給料ニ御座候</small>
一、貸金	金三五六万〇、一七四円四三錢五
一、為換	金一、四七〇万八、八〇二円〇一錢
一、純益	金四七万六、八八一円七二錢九

一、所有物件代価 金二八万〇、四〇〇円
一、金銀有高 金一九六万七、八一七円五九錢〇一
四

右之通ニ御座候

明治十年四月十四日

三井銀行

東京知事楠本正隆殿

これは三井銀行が東京府知事に出した「明治九年分」の成績概要である。入費二五万二、五九三円、給料四万二、一〇四円、純益金四七万六、八八一円となつてゐる。この成績が明治九年七月一日の創立から同年末までの半年間に四七万円余の純益を出したことを意味しているとすると、資本金に対し年率にして四七・六八八%という高率なものになる。入費、給料、純益金の関係がはつきりしないが、本當の純益を出すには、「純益金」から「入費、給料」を引かねばならないとしたら、利益率は年一八%強程度のものである。明治五、六年の三井組の収益は、大略年三〇万円前後であつたから、純益が半年で四七万円もあつたとすると、きわめて大きい飛躍である。

三五六万円という貸金高は、後述の明治八年末の貸金高六八〇万円からみても、銀行当足時の七七八万円からみても、低額であり、疑問を感じる。「三井銀行五十年史」にかかげられた三井銀行発足時（九年七月一日）の貸借として

預金	金九、〇八六、九三六円余
洋銀	二、二八二、一一九ドル余
貸金	金七、七八二、五五六円余

洋銀二、一二八、七九一ドル余
 現在金 金一、四六六、八二四円余
 洋銀 一一三、七二〇ドル余

二つの資料のくい違いについては現在説明できない。しかしいづれにしても、利益額は発足時の三井銀行の成績が良好であったことを示している。

- (注) (1) 安岡重明「日本における財閥の原型—鴻池・三井を素材とした試験」(同志社大学人文科学研究所編『社会科学』第一巻三・四号、一九六六年)、同「明治初年三井家の店制改革」(宮本又次編『商品派通の史的研究』所収、一九六七年)、同「明治六、七年の三井組店制」(『同志社商学』第十八巻三・四号、一九六七年)
 (2) 「稿本三井家史料・三井高福」二一九〇ページ以下。
 (3) 前掲注1の諸論文参照。
 (4) 前掲「高福史料」二三四一ページ以下。
 (5) 同二二〇二ページ以下。
 (6) 「三井銀行五十年史」三五ページ。

二、明治十年代の三井銀行

官金取扱いをテコにして利益をあげてきた三井組が、三井銀行創立にあたって、官金取扱いを免ぜられて、預り金の即納を命ぜられることを懸念したことはよく知られている。井上馨退陣後、とくに国立銀行条令改正を検討中であった明治九年の二月には、従来第一国立銀行が取り扱っていた内務・大蔵両省の為替を引きあげて出納寮の直扱いとし、三井組の諸官金取扱い

もやがて引きあげられるものとみられていた。銀行創立を計画していた三井組は、ここで官金を引きあげられては、小野・田両組と同じ運命におち入るので、九年二月に政府に対しこ三、四年は従前どおり官金取扱いをさせてほしいと敬願し、九年三月八日付で当分官金取扱いの継続が保証された。

明治八年末現在の請算勘定による三井組の資金は一五〇万円であり、官金預り高の総額四四七万円余、これに対し差し入れである低当高は四五〇万円余(うち一五〇万円余は地券および動産、三〇〇万円は公債証書)であった。このときの「人民への貸付併一時繰替金」は六八〇万円余であった。そしてそのうち、不良貸金は約二〇〇万円であった。こうして三井銀行は発足したのであるが、創立当時金銭出納をとり扱っていた官署は、つぎの七省・一使・三府・十四県・四税関であった。

外務省、内務省、陸軍省、海軍省、文部省、工部省、官内省、開拓使、東京府、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、茨城県、千葉県、三重県、愛知県、滋賀県、岐阜県、宮城県、青森県、敦賀県、島根県、山口県、和歌山県、横浜税関、神戸税関、大阪税関、函館税関、

しかし、官金依存から脱脚しなければ近代的銀行への転換はできないし、いつまでも官金へ執着していることは当時の情勢のもとではできないことであった。すなわち、明治八年十月に大蔵省内に納金局が設置されて以来、官金の取扱いは順次その手に収められていたのであるが、明治十五年十月十日の日本銀行の開業によって国庫金の取扱いは同行の重要な業務の一つと

定められ、三井銀行等の行なってきたが替方は全廃されることになった。このとき総長代理副長三野村利助は日本銀行の理事に任命され、西邑虎四郎が副長に就任した。西村は同年十二月八日、松方大藏卿に今後、三野村、渋沢栄一、益田孝の援助をうけたいと依頼・報告し、さらに預金の取つけにあった場合には救済してほしいと内願した。すでに明治九年当時官金取扱いの減少は予測されていたのに、明治十五年にもまだ官金預りの比重はきわめて大きく、かつ不良貸金も大巾に増加していた。同年末現在の数字調査計数を見ると、つぎのとおりである。すなわち、貸付金九〇九万円のうち約三五〇万円は取立不能とみられる分であり、一時還納することを命ぜられれば、たちまち破綻する状態であった。

明治15年末の貸借

官金預り高	6,812,000余円
民間預金	5,398,000余円
計	12,210,000余円
貸付金	9,090,000余円
(うち取立不能分)	3,500,000円
所有公債証書時価	1,960,000円
現在金	2,200,000円
差引不足	2,460,000円

【三井銀行八十年史】より

なお『三井銀行

八十年史』第二編にはこれとちがった数字がかかげられている。十五年十二月末、御用預金六四一万円、民間預金七九三万三千円、計一、四三万四千円である。御用預金が官金預りである。

しかしながら政府は、事情は諒とするが、方針はまげることにはできないと返答したようであって、三井銀行では消極策をとるかたわら、貸出金の回収につとめ明治十七年末にはやや秋眉を開くことができた。松方財政整理が一段落をつけると、景気は上昇して企業は活発となり、新事業の興隆は顕著になった。しかし資金源の官金預りが激減しつつあった三井銀行では、あたらしい経済界の動向に適した営業方針を樹立する必要が生じた。そこで明治十九年四月十六日、三井銀行大元締は各分店・出張店に対して、十カ条の業務改革の指令を出した。

一、従来、各店に対しては営業科目中一部の実施を禁止してきたが、今回これを全面的に解除する。

一、当座預金を拡張すること。

一、当座貸越は根抵当あるものに限ること。

一、定期預金を取り扱うこと。

一、手形割引は当分短期かつ抵当のあるものに限ること。

一、荷為替取組は保険請負付のもので確実な保証人のあるものに限ること。

一、貸付金は確実な抵当と保証人二名以上あるものに限り、期限を六カ月以内とすること。抵当は地金銀・公債証書・政府保証のある会社株券および米・生糸等に限り、雑種の貨物と不動産を取り扱わないこと。

一、地金銀・公債証書の売買は本店と大阪分店とに限ること。

一、送金手形・代金取立手形の取扱いを拡張すること。

一、各店間の連絡を密にしつつ、民間資金の融通を拡張する

こと。以上

三井銀行の各出張店の業務は、当初官金取扱いに限られており、原則として一般の預貸金業務を営むことは禁ぜられていた。右の十カ条の指令は、預金の吸収と貸出の拡張を中心とする普通銀行の業務の伸長を全面的に各店に命令したものであるから、同行にとつて画期的な營業方針の転換を意味したのである。この転換の最大の原因は、官金取扱いの減少であった。

しかし、明治十八年から始まった經濟界の活況は、まもなく二十三、四年の反動に転じた。急激な企業熱が会社資本の増加を必要としたので、その資金需要が金融の窮迫をもたらし、金利は急激に上昇し、質銀も騰貴するにいたつて、企業利潤はたちまち低下した。わが国最初の恐慌であつた。明治十五年ごろから着手した不良貸金の整理が終らないうちに、企業興隆期を迎えて積極策に転じ、今また反動恐慌に際会した。事態を憂慮した監事石川良平はときの首相山県有朋に助力を求めた。山県は井上馨に改革を依頼し、井上は渋沢・益田・三野村に意見を求め、二十三年十一月十六カ条からなる改革案を作つた。そこで、重要でない支店を閉鎖すること、三万円以上の貸出は重役の合議とすること、監事を増員して本支店の検査を厳重にすること。貸金回収のため一課を設けること。六十才以上の役員は常務を離れ、行員の自由登用を図ること。不動産抵当貸付・無担保商業手形割引の停止。積立金を資本金同額まで増加すること。行員の給与を厚くし進退を厳正にすること、などがあげられた。その他、銀行条例・商法・民法等を遵守するため法律に

明るい者を招聘することを定めているが、同時に井上は真に改革を貫徹しうる人材を外部から招聘する必要を認め、高橋義雄（明治二十四年正月入行）、中上川彦次郎（同年八月十二日入行）を入行させたのであつた。

中上川は六百万円にのぼつた不良債権の整理に着手し、官金取扱いを辞退し、多数の支店・出張店を閉鎖した。また明治十二年以来行われてきた各地の地域別管轄制度を廃止し、全店を本店の直轄に改め、また分店・出張店の等級をも廃止していったん白紙状態においた上、存廃の方針を定め、閉鎖と決定したものに對しては、官金取扱ひ返上しだい、順次これを実行させることにした。こうして中上川のもとで明治二十六年には無名会社三井銀行を合名会社三井銀行に改組し、着々近代的銀行への転換が促進されたのであつた。

本稿の課題は三井銀行の歴史をたどることではなく、同行を主要な營業としていた三井組の體質をさぐることである。以上の三井銀行の動向の概要を予備知識として、本論にはいつてきた。

注 (一) 以上の敘述は『三井銀行八十年史』による。

三、明治十九年の改革

既述のように、三井銀行においては、明治十九年二月二十日に各店から改革意見書をつおり、四月十六日に同行大元締から業務改革の指令が発せられた。この年、三井組においてもそれ

と平行して、家制度の改革が行なわれた。このとき定められた諸規則として、三井家定則(三井家申合家則)、誓約書、同苗申合細則、三井組成規、同苗一致決心誓約書などがある。

銀行の改革にあたって各店に意見を求めたと同じように、明治十九年に行なわれた家政改革においても、同苗各家の意見が求められた。同苗たちの意見書には、十九年五月の日付がある。これに先だつ四月にはつぎの確認書がある。この文書には高朗、高生、高辰、高棟等の認印が押されており、これら四項目を基礎として意見を求めたと推察される。

〔家長方議書〕

㊦ ㊦ ㊦

一今回大元方大改革ヲ行トスルニ近年ノ家則ヲ廢シ崇竺居士享保遺書ニ基キ更ニ基礎ノ大綱目ヲ編定スル草按

一大元方名義ノ総財産ハ同苗ノ共有タル事

一我銀行株式金壹百万円ハ昨十八年九月議定ナシタル各分割ノ通り各所有者トス

一諸協議軽重ヲ不論、各名株類ニ依リ発言ノ權利ヲ有シ多数ヲ以テ儀事ヲ確定トス

右確定ノ上細則ヲ編製セントス

明治十八年四月

〔注、㊦は上から、高朗、高生、高辰、高棟のものである〕

このなかで注目されるのは、大元方名義の財産は同苗の共有であることを確認していることである。もうひとつは、同苗の三井銀行株所有が十八年九月より一〇〇万円となっており、今後それを維持する、といっていることである。そうだとすれ

ば資本金二〇〇万円のうち大元方一〇〇万円、同苗五〇万円であったのが、同苗一〇〇万円、大元方五〇万円と逆転したことになる。このことは二つの三井銀行史にもかかれていないことなので、にわかに信ずることができないが、後述の三郎助の愚存書も同様のことをのべている。事実だとすれば、三野村の考えていた線は相当くずされてきたといわねばならない。さてこうして求められた意見のうち興味ぶかいもの二つを紹介する。

一 今般大元方之改革ヲ為シ世来ノ維持法ヲ設ル議題ニ付聊鄙見ヲ陳スルコト左ノ如シ

一大元方ノ名称ヲ廢シ三井組事務所ト改称スヘシ

一 基礎金百万円ヲ更ニ募集シテ是ヲ同苗共同ノ維持スルモノトス

但現有高五十万円ニ在産之内ヨリ操込、其欠額タルハ

純益金ノ内ヨリ毎半季ニ募集ス

一 総益金ノ十分ノ五ハ基礎金ノ欠額ニ操込、十分ノ五ハ割方ヲ以テ積立金臨時費ニ当

但目的之金額ニ達スル後ハ集員ノ協議ニ寄

一 役場及役名撰定スル事

一 公債諸株ノ事業ヲ拡張スル事

一 事業相当ノ課ヲ分置スル事

但一課毎ニ同苗ヲ置、事務ヲ知ラシムルヲ専ラトス又

ハ銀行兼務ニシテ事故アレハ此限ニアラス

一同苗重役ノ内ニテ一名ツ、専任者ヲ撰定ス

- 一三井銀行本支店ノ業務ニ從事為ハ勿論支店ニ派出スル時ハ該員ノ業務主任者ノ品行良否ヲ視察スルヲ肝行タリ
- 一是迄ノ役料手当金ヲ全廢シテ更ニ相當之役料ヲ定メ併セテ配當與ノ法ヲ第四条ニヨリ設クル事
- 但臨時賞与并ニ專任者ハ別段ニ手當ヲ附ス、都テ役員タルモノ役料月給配當トイヘトモ勤勞ニヨリ斟酌スヘシ
- 一共同物ヨリ生シタルモノニシテ臨時配當スヘキモノ有之時ハ平日勉強ノ厚薄ヲ問フモノトス
- 一同苗不殘于東京転籍移住スヘシ
- 但隠居ナスモノハ何地ヲ不問隨意之事、三井銀行社員タラハ該銀行ノ命ニ寄他ニ派出スヘシ
- 一引越入費並ニ旅費出金區別之事
- 一家屋買入代価金五千円ヨリ不少金壹万円ヨリ不多出金ヲ為ス
- 但此出金又ハ消却為スニ属スヘキヤ協議ニ定ム
- 一純益金之内臨時費ノ為三分ノ一(是迄十分ノ一)ヲ積立金ニ備之、然リトイヘトモ極度(金壹万円位或ハ五ヶ年間)ヲ定メテ準備ナス後ハ引出ス事ヲ得
- 但天災ヲ被ルカ非常之事柄不得止場合ニ於テハ此限ニアラス
- 一三分ノ一積立金ニハ利ヲ附セス
- 但別段貯蔵トシテ預ケルモノハ八分ノ利ヲ附ス
- 一同苗住居為ス西京在来之地所ハ都而渡切ニ可致事

一同苗中ニ於テ確實ナル申合規則ヲ設度事

但款条ハ各位ノ良考集合シテ選定ス

一相統講取扱制限之事

一三井銀行ハ有限社ノ法ニ改正シテ事業ノ確實ナルヲ擴張シテ純益金ノ満足ナランヲ仰望ス

一規則ハ成立ノ精實ニ寄摠則細則ヲ定ムモノトス

右之通陳述致也

明治十九年五月

八 郎 次 郎 啓

愚 存 書

(前略) (手当額のことなど)

一当今一般之不景氣ニ付何れ之店ニ而も当座預り多く、其上納残り、一時御預等も有之ニ付金融も相付得共、少々ニ而も景氣立ハ、忽当座預り引出し可申ハ当然之義、是迄ハ各庁御預りも有之、万一二之時ハ歎願も相叶ひ、入替等も出来之場合有之候得共、只今ハ何事も難行届、此末臨時切迫之処甚懸念致候、依而大元方ニおひて、同苗非常手当積之内、年々滞入費引去り、残高五ヶ年之間季々積切、其時々公債証書買入置、聊切迫之手当ニ致ハ、宜哉と存事

右ニ付五ヶ年間宅々大節俟申堅メ事

一前段折柄ニ付大元方持五千株之純益金、五ヶ年又ハ拾ヶ年之間、銀行に相任セ遣しハ、可然哉

一三井銀行ハ元來事故有之、三井組之業務ヲ時勢ニ基、其

儘引継ぎ儀ニ付、セ万株之内イ万サ仙株ハ三井家之持株、内サ仙株ハ三井家共同之株、イ万株ハ同苗中別紙之通り家々之株ニテ、内実普通之会社ニ非ス、因而同苗中業務勸方総員之手鑑ニモ可相成義ニ付、同苗中別而家業ニ打入り勉強可致様、相心得可申事(中略)

一同苗賄料近年諸物価騰貴以來、季々不足ヲ生シ、一同心痛可致趣、不都合之次第ニテ、併其儘差置いてハ店勤向ニモ差響キハニ付、爾来ヲ戒、特別評議之上、此度相改過分之増高申渡候、然ル上ハ株益金半額ヲ以、万端相慎諸事節儉ヲ相守、聊不都合無之様、季々延金も出来候様可致候、万一平常心懸ケ薄、非常手当積も無之上、不得止ヲ入費出来、ハ、其家株高讓渡候共、大元方江取蓄金申出間敷候、決て難聞届義ニ付、此段克々相心得、堅相守可申候、右定額ハ株益ヲ以相定候義ニ付、時節ニ因て益金減少之砌ハ随て割渡も相減候、兼て其覚語可致置、此末純益増減相成候とも、株高加増之相談、末々仕間敷候、畢竟身上向之義ハハ括ニ氣ヲ付候へハ、如何様とも遣ひ合申事ニハ、常々儉約ニ心離るべからざる事

(後略)

八郎次郎の意見はとくとりとたてていうほどのものではない。利益金のうち使用できる額をふやそうとしていたことが目につくぐらいである。また明治初年以來問題になっていた三井一族の東京居住がまだ片付いていないことがわかる。これに対して三郎助のものと思われる愚存書の内容はおもしろい。それ

は、現在は不景気だから当座預りが多いが、景気がよくなると引出しが多くなるからそれに備える必要がある。だから大元方の持株五千株からでた純益(配当)を銀行に五カ年か十カ年「相任せ」るべきだ、といい、さらに、特別の評議の上、同苗の持株をふやしたが、今後こんなことをしてはならない、といましめられている。ここでも二万株のうち一万五千株は三井家の持株で、そのうち五千株は「三井家共同之株」であり、「普通之会社」ではない、といっている。こうして同苗の意見をもとに明治十九年の改正規則は作られたのである。

諸規則のなかには、年月の記載のない規則もあるが、できるだけ原資料の形をとどめて、紹介したい。

明治十九年の数種の規則のなかで、もっとも重要なのは、「三井家定則」である。とくにその前文は、三井家の手になる同家発展の概要であるだけに興味ぶかい。

三井家定則はその前文で、明治以降についてこういつている。明治三年に家事を一変し、御用為換座を設置し、官の御用に努めた。しかし、六、七年には破綻しそうになった。そこで家政大改革をなして商店を別派とし、三井組の店を廃して三井銀行とし、家長・雇人ともにその株主となり、明治九年七月に開業した。このたび明治十八年十二月、太政官制度を廃止し内閣制度をおくという大改革が行なわれた。わが一門も一大改革をなすべきである。よって享保の遺書(宗竺遺書)を基礎にし、時勢を考えて、改革の家則を定める、と。明治に入って第一次の大改革は明治三年のそれであり、つづいて六、七年の改革、

九年の改革が重要であつたことが語られている。商業系統の營業部門を切りはなし、御用所↓御用為換座系統の事業を三井銀行に改組したことも語られている。一層興味ぶかいは、明治十九年になつて、その家政改革が享保にもすぎ行なわれるという意識の古さである。この一言で三井家の意識の古めかしさが推察できる。本文は「三井家申合家則」と表題がつけられている。重要な条項を検討していこう。

三井家の家産を三種にわから、一類は、「永遠不動三井家世襲ノ資産」であつて、「増殖ヲ謀リ不朽ニ備」える。現在の三井八家が産を失つてもこの資産に手をつけてはいけない。宅類財産は、田畑・山林・宅地・牧場である。

二類財産は、「不動世襲共同ノ財産」であるが、この財産から生ずる利益を一族(家門)全体に關する消費にあて、營業上不時の損害の補填にあてる。二類財産は、田畑・山林・宅地・牧場、政府發行公債証書、政府の保証若くは特別の監督に屬する銀行あるいは会社の株券である。三類財産は、同苗各家世襲の財産であつて三井銀行株である。家格に応じて割あてられた株の配当でもつて自家の消費にあてる。ただし、年収の半額は自家の非常備えの積立にする。積立金は大元方へ六朱の利つきであずける。明治九年の盟約書は、三井同苗九家へ割当てた五〇万円の株金の返済がすめば、三井同苗は大元方から定額金を受けとるのをやめ、所持の株から生ずる配当で生活することと定めていた。大元方勘定目録によると、大元方からの「宅々定額賄高」が支払われた最後は明治十八年上半年季であつた。賄

高の額は、明治十年は半期に五、九五〇円、明治十一年から半期に一一、九〇〇円と倍額になつて、これが十八年上半年季まで続いているのである。三井家規則の改革は、前文では政府の改革をまねたように言っているが、三井銀行株の取得が完了した三井家には、内部的にも制度の改正を検討しなければならぬ事情があつたのである。

一、二、三類財産の類の変更には制限があり、三類の銀行株券の売買は禁ぜられている。三類財産は総額一〇〇万円で総額家二六%、本家一三%、連家四・五%となつてゐる。さきの二つの史料では、各家もちの三井銀行株高計は、十八年から一〇〇万円となつたとされてゐたし、この定則でも三類財産は一〇〇万円となつてゐる。十八年の持株数の変更は事実であろう。一、二類財産は、ある家が没落するようなことがあつても分与しない(八条)。同苗は勝手に会社・銀行の株券を所有してはいけないし、自己の商業を行なつてはならない(十条)。これは同苗の一家でも、産を失なうのをさけた条項である。同苗の嫡男は儀事、主務、総轄となる。同苗成年者は実業につき、各地に出張し、業務を監督する。

大元方には専任の重役をおき、銀行勤務の重役を顧問とする。會議は通常・臨時の二つとし、臨時會議には同苗會議と重役聯合會がある。通常會議は毎月、同苗・重役が會合するものであつて、臨時會議は総轄の見込みで同苗または同苗・重役連合で會合する。重要會議には成年以上の当主・長男を加え、あるいは掛員を陪席させることがある。家則に背く者は同苗の列

を省き、隠居させる。

右の家訓のなかで注目されるのは、財産の規定と同族の位置に関する規定である。両者は相互に密接な関係がある。すなわち財産規定では、同族団の共有財産が個々の構成員のそれより優位にあり、個々の家は三井家という全体に奉仕する形をとつていて、個々の構成員は家業の一担当者となり、一定生活費を支給される。しかし同苗規定によれば、彼は企業主となる自由は与えられていない。彼が自ら事業を起しえないのは同族の一員であるからであり、その一員である以上、事業に失敗する自由も成功する自由も持ちえなかったのである。

なおこの三井家申合細則には、かなり多くの箇所^(一)に張り紙がしてあり、後日大巾な修正があつたものようである。たとえば老類財産の規定(第二条)が白紙で覆われているので、この規定は後日廃止されたと推察できるときである。いまは、制定されたときの内容を検討しているのである。

三井家定則

宗祖高利歳十四ニシテ寛永十二年東府ニ於テ始テ商業ニ就キ、而シテ時勢ヲ良察^(二)シテ延宝元年東府ニ只服舖ヲ開設ス、高平父ヲ助ケ業大ニ行フ^(三)ニシテ稍家則ヲ設ルニ至ル、繼キテ高富・高治・高伴協力同心以テ業ヲ務ム、業倍盛ナルト雖トモ時勢ノ沿革ニ随ヒ高平宗祖ノ意ヲ繼キ家政ヲ変革シ子孫ニ書キ残ス、享保ノ遺書是ナリ、其後二百五十有余年維持シ来ルハ、規律ノ明ナルト勉強トニ依テナリ、已ニ

維新ノ際豪商ト称スルモノノ八九ハ倒ル、我一門トテモ此前ヨリ各店金融渋滞シ、維持シ難キ場合ニ至リ、明治三年家事一変ナシ、御用爲換座ヲ設置シ、各地ニ出張所ヲ設ケ、官ノ御用ヲ専ラ務ム、是政府幸ニ愛顧ノ厚キニヨリテナリ、然リト雖モ同六七年ノ比、既ニ瓦解ニモ及ントス、因而猶家政大改革ヲナシ、商店ヲ別派トナシ、三井組ノ店ヲ廃止、三井銀行ト改称シ、家長・隸屬共ニ株主ト成リ、明治九年七月開業ナスハ、祖先ノ余光ヲ以テ官府且人民ノ信用ノ厚キカ爲メ名ヲ幸ニ穢サルノミナラス、却テ海外ニ名ヲ知ラル、ノ美譽トナルハ是又家祖ノ庇蔭ナリ、然ルニ明治十八年十二月大変革アリ、弥開明ノ日ニ進ミ、時勢ノ沿革ニ応シ、吾一門ノ家政一大革ヲ行サルヲ得ス、依テ更ニ享保ノ遺書ニ基キ時勢ニ倣ヒ家政ヲ茲ニ改良ナシ、家業擴張ヲ謀策シ、吾一門ノ名譽ヲ益盛ンニ至ラシメントス、熟議ノ上、更ニ家則ヲ設ル^(四)ト如シ

三井家申合家則

第一条

一 皇都ヲ以テ三井家営業根本地トナシ、大元方ハ吾一門ノ共有財産ヲ保護シ亦一族ヲ監督保護ヲナスヘキ爲メ設置ス

第二条

一 三井家ノ家産ヲ分チテ二種トス

壹類 永遠不動三井家世襲ノ資産トス、追次増殖ヲ謀リ

不朽ニ備、不幸ニシテ現在八家産ヲ失フニ至ル共、

此資産ニ限り毫モ蚕食スヘカラサルモノトシ、特

ニ維持ノ法方ヲ設クヘシ

貳類

此原額不動世襲共同ノ財産トス、然トモ此產出益

ヲ以、家門全体ニ係ル消費ニ宛、且營業上非常ノ

損害ニ補償等ノ料ニ宛ツ

三類

同苗各自世襲ノ財産トシ、家格ノ分限ヲ定額シ、

此產出益ヲ以テ、自家ノ消費ニ宛、尤蔵取ノ半額

ハ自家非常備積トナス

第三 条

一 壹類財産ハ 田畑 山林 宅地 牧場

一 貳類財産ハ 三井銀行株

田畑 山林 宅地 牧場

政府發行公債証書

政府ノ保証若クハ特別ノ監督ニ屬スル銀行

或ハ会社ノ株券

右ニ揚クル動不動産ノ外ハ所有スヘカラサルモノトス

但万不得止右ニ揚クル動不動産ノ外所有スルトキハ追

次更換ヲナスヘシ

一 三類財産ハ 三井銀行ノ株券ヲ以テ自家ノ産トス

第四 条

一 二類財産願額ニ昇レハ一類財産ニ組入ルハ妨ケナシト雖

トモ壹類財産ヲ二類財産ヘ組入ヘカラス、亦二類財産ヲ

三類財産ニ組入ルハ妨ケナシト雖トモ、三類財産ノ總高

ヨリ下ラサルモノトス

但兼テ分与ナス三類財産ノ分附高二応スヘシ

第五 条

一 三類財産各家分限ヲ定額スル左ノ如シ

一金貳拾六万円 三井八郎右衛門

一金拾參万円 三井元之助

一同 三井源右衛門

一同 三井 高 保

一同 三井八郎次郎

一同 三井三郎助

一金四万五千元 三井復之助

一同 三井守之助

第六 条

一 三類財産銀行株券ハ売買ヲ禁シ、大元方ノ監督ニ屬スル

第七 条

一 自家特ニ所有スル建物・庭園・諸公債証書・三井銀行株

券・宝器等ヲ永遠維持ノ為、保存方ヲ申出ルトキハ、自

家世襲スヘキ財産トシ、大元方ノ監督ニ屬シ、恣ニ動か

スヘカラサルモノトシ、保護ナスヘシ

但保護ノ手続ハ定則ヲ設ク

第八 条

一 壹類貳類財産ハ元ヨリ一己一家ノ為メ私用スヘカラス、

万一一門中事故有テ一己一家分離ナスト雖トモ、分与ナ

スヘキモノニ非ス、決シテ分附為サルヘシ

第九条

一 一門中戸主ト雖トモ一身脱籍ヲ臨ムル輩ハ三類財産ノ内十分ノ二ヲ分与シ、残ル十分ノ八ヲ以テ相続人ヲ撰定シ、其家ヲ継カシムヘシ

但脱籍ナセシ輩ハ毫モ共有財産ノ所有権無キ而已ナラス、三井家ニ無関係ノモノトス

第十条

一 自家特ニ諸会社・諸銀行ノ株券ヲ一己ニ所有スヘカラス、亦自家ニ商業ヲナスコトヲ禁ス

第十一条

一 丁年以上ノ同苗及ヒ嫡男タル者ハ儀事ト為シ、其儀事中ヨリ総轄ヲ推選シ、又主務一名或ハ二名ヲ撰定スヘシ

第十二条

一 同苗壯年輩^{丁年}以上ハ老輩ノ指揮ニ応シ実業ニ就キ勉勵シ、又財産繁増ノ工風ヲナシ総轄ニ建議スルヨカム、亦賞罰調理ニ参与スヘシ

第十三条

一 東京ヲ始メ家業ノ要地ニ相互交代シ各店々手代等ノ奨励セシムヘシ

第十四条

一 役配ノ権限ヲ定ム

總轄 諸般ノ事務ヲ聞キ全体ニ注意シ、同苗并重役ニ協

儀ヲ遂ケ、然シテ判決シ履行スヘシ

同苗重役ニ商議ノ上同苗ノ役配ヲナシ、重役ノ進退黜陟ス、且役員ノ進退黜陟ハ重役ヨリ具伸スレハ同苗ニ協議ノ上指揮スヘシ、一族中家則ヲ犯ストキハ同苗重役ニ協議ヲ遂ケ懲戒ヲ正断ナスヘシ

主務者 ^{總轄}老輩不在ノ時ハ代理スルヲ得

各事務ヲ担当シ財産ノ繁増ノ工風ヲナシ総轄ニ建議スルヨカム、又賞罰調理ニ参与スヘシ総轄タリトモ事務正理確實ナラス、或ハ私偏公明ナラサルトキハ更正ヲ為スヘシ

儀事 財産ノ繁増ノ工風ヲナシ老輩ニ建議スルヨカム、

又賞罰調理ニ参与スヘシ

老輩主務者タリトモ事務正理確實ナラス、或ハ私偏公明ナラサルトキハ更正ヲ為スヘシ

第十五条

一 各役中タリトモ定規ナキ件ハ協議ニヨラス漫リニ専決スヘカラス

第十六条

一 各役場ハ休日ノ外、毎日九時間事務取扱フモノトス但臨時要用又ハ繁務ノ時ハ此限りニアラス

第十七条

一 京都ニ出張所ヲ設ケ事務取扱ヲナスヘシ但出張所事務取扱順叙定則ヲ格守スヘシ

第十八条

一 下総国黄金原開拓地 河内郡若江郡新田
右二ヶ所へ係員ノ出張所ヲ設ケ其事務ノ取扱ヲ為ヘシ但事務取扱順叙定則ニ格守スヘシ

第十九条

一大阪・神戸・横浜・松坂ノ四ヶ所へ各一名ツ、出張員ヲ
置キ事務取扱ハシムト雖トモ、該地方ノ分出張店ニ取締
ノ委托ヲナスヘシ

但取扱順籤ハ別則ヲ格守スヘシ

第二十条

一検査ハ常式・臨時ノ二法トシ、常式検査ハ毎月初ノ金曜
日ヲ以テス、臨時検査ハ期節ヲ不定、特ニ検査スルモノ
トシ、同苗重役立合、所有物及現金并ニ諸帳簿等ヲ通査
スヘシ

但常式并臨時検査トモ特ニ規則ヲ定ム

第二十一条

一大元方ノ印章ハ左ノ如シ



第二十二条

一何タル印章タリトモ恣ニ名称ヲ入ル、ヲ禁ス、然トモ万
不得止名称ヲ調彫セント欲ルトキハ、協議ニ付スモノト
ス、名称ナキ印章タリトモ掛リ員漫リニ調彫為ヘカラ
ス、要用タルノ印章ハ総轄ノ許可ヲ得ヘシ

但名称アル印章ハ必重役監督ナスヘシ

第二十三条

一尠類財産生益ハ此資産ニ懸ル諸費ヲ引去リ、残ル純益ヲ

追次積立、一類財産原額ニ組入ヘシ

第二十四条

一二類財産ノ産出益ハ家門全体ノ消費ヲ引去リ、残ル純益
追次積立、二類財産ノ原額ニ組入ヘシ

第二十五条

一三類財産ヨリ生スル益金ハ各家ニ割渡シ、其半額ヲ自家
ノ備積トシ大元方ニ利附(年六)預リ積立ヘシ、且自家臨
時入費アルトキハ其理由ヲ申出相当ノ金額ヲ受取モノト
ス

但利息金ハ每半年ニ各家預リ高ニ応シ渡スヘシ

第二十六条

一滿六十年以上三至レハ隠居セント欲スル輩ハ大元方へ申
出レハ其時ノ協議ニ依リ可非ヲ決ス、滿六十年以上ニ限
リ終身賞典年金ヲ贈与ス、六十年未滿ノ輩ハ前ニ功アレ
ハ後退隱ヲ望ムレハ其時ノ協議ニ依リ、特ニ賞典年金ヲ
贈与スルヲアルヘシ、亦無智或ハ怠惰ニシテ戸主タラサ
ル輩ハ隠居ナスモ賞典年金ハ決シテ贈与スルヲナシ

第二十七条

一同苗ノ子弟ハ家業ニ適當ナル学科ヲ修シメ、然ル後実業
ニ従事セシムルヘシ、親兄ハ必奨励スヘシ

但何様ノ事故有ト雖トモ丁年未滿且定科未熟ノ輩ハ実

業ニ就カシメス、女子モ亦之ニ倣テ正学ヲ修メシ
メ、卑賤ノ贅拔ヲ皆ヲ評サス

第二十八条

一家長ハ常ニ政府ノ発令ノ要旨ヲ詳委シテ、其禁令ニ悖戻セサルハ勿論、亦僚属ヲシテ悖戻セサラシム可シ

第二十九条

一大元方専任重役ヲ置ク、事務ノ繁劇ニ依リ、人員ヲ増減スヘシ、且銀行勤務ノ重役ヲ顧問トナスヘシ

第三十条

一大元方顧問ハ内正軽重ノ件、亦賞罰調理ニ参与シ、会議ニ陪席シ、百事ノ補翼ヲナスモノトス

但顧問并重役ノ権限ハ細則ニ定ム

第三十一条

一 会議ハ通常・臨時ノ二法トシ、亦臨時會議ニ同苗會議・重役聯合會ノ二法ヲ以テス

第三十二条

一 通常會議毎月朔ノ金曜日ヲ以テシ、同苗重役會合スルモノトシ、臨時會議ハ期節ヲ定メス、総轄ノ見込ヲ以テ同苗亦重役聯合會スルモノトシ、事ノ重ナル時ハ丁年以上ノ当主・長男迄會合ス、且其件ノ掛リ員ヲ陪席ナラシム事モアルヘシ

第三十三条

一 重役會議ハ期節ヲ定メス専任者ノ見込ヲ以テ會開シ、且其件ノ掛リ員ヲ陪席ナサシムルヲモアルヘシ

第三十四条

一 家則ニ背輩スルトキハ重キハ同苗ノ列ヲ省キ隠居ナサシムヘシ

但細節目ニ依テ懲戒ノ正断ヲ為ヘシ

第三十五条

一 前項目ニ依細節目ヲ定メ遵行スヘシ

第三十六条

一 數項目ヲ定ムルトモ時勢ノ變革、法律ノ改正ニ随ヒ速ニ更正スルモノトス

右熟議誓盟シ、其証トシテ姓名ヲ自記シ捺印候也

つぎに紹介する同苗申合は、三井家申合家則の細則にあたるものであり、役配、慰勞金及手当旅費、休暇、祭資料、功賞、懲戒、自家世襲財産保護等の規定をもっている。細則であるから、家則以上の内容は含んでいないが、二、三注意すべき条項をあげておこう。

第五条では、一男以下は議事になれないとしたほか、嫡男であつても、未成年者・学科未熟者、また嫡男であつても連家のそれは議事たりえないとしている。議事になる資格があつても怠惰の者、無能者は議事になれない(六条)。そのほかでは第六章の懲戒例が興味ぶかい。同苗の失行には取調が行なわれ処分をきめる。場合によっては遠国勤務を命ずる。遠国勤務は三井銀行出張店か、河内新田、十余二村出張所等である(二十八―三十条)。懲戒処分の対象となる者は、家則に違反する者、いわれなく業務に従事しない者、不品行の者、浪費のため家財を売却したり負債を作つたりする者、投機をなす者などである(三十一条)。同苗の戸主は子弟の監督の責任があり、子弟の懲戒

には戸主があたる(三十二―三十三条)。同苗の懲戒は一門の協議によつてきめるものであるから、異議の申出はできない(三十六条)。財産については、地所・庭園・諸公債証書・三井銀行株式等の地券・株券証書は大元方が預かり、宝器等で預からないものは、年一度その家にゆき主務者・主事が検査する(三十八―四十条)。これによれば、道具類まで同苗各家の独断は許されなかつたことがわかる。なお細則によると、本家の次男以下および連家の嫡男は、議事・主務者・総轄等、大元方の役員になれなかつたことがわかる。

同苗申合細則

同苗申合細則目録

- 第一章 役配定則
- 第二章 慰勞金及手当旅費日当定則
- 第三章 休暇定則
- 第四章 祭資料定則
- 第五章 功賞例
- 第六章 懲戒例
- 第七章 自家世襲財産保護定則

同苗申合細則

第一章 役配定則

第一条

議	事
一等	二等
二等	三等

第二条 一等二等ノ中總轄ニ推選シ全体ノ事務ヲ掌ル
 第三条 議事ノ中一名或ハ二名ヲ主務者ニ任シ、諸般ノ事務ニ参与ス、時ノ都合ニヨリ銀行ト兼務スルトモ大元方ヲ専務トスヘシ

第四条 總轄・主務者タリトモ恣情或ハ私偏多ク、役員タラサルト見認ルニ於テハ外議事・重役協議ノ上、役ヲ解クヘシ、情重キハ懲戒ノ所分ヲ為スヘシ

第五条 二男以下ハ議事タルヲ得ス、嫡男ト雖モ丁年未滿且学科未熟ノ輩ハ不任
 但連家ノ嫡男ハ議事ニ不任

第六条 当主嫡男丁年以上且学科ヲ修ルトモ怠惰ノ輩ハ改メノ事不在カ、又ハ庸劣ニシテ役員トナスコト不能トモハ議事ニ不任

第二章 慰勞金及手当旅費日当定則

第七条 總轄并主務者ハ在京ノ節左ノ表式ニ從ヒ慰勞トシテ贈与ス

慰勞金表

總轄	上	下
一ケ年 金五百円	同 金四百円	
上	中	下
一ケ年 金四百円	同 金三百円	同 金貳百円
主務者		
一ケ年 金四百円	同 金三百円	同 金貳百円

第八条 右ノ慰勞金ハ大元方専務ノトキハ全額ヲ贈与

スレトモ銀行兼務ノ輩ハ三分二ヲ贈与ス

但勤惰ニ依テ上中下ヲ定ムヘシ

第九 条 大元方用并銀行用ニテ他国ニ在勤為ストキハ
手当トシテ左ノ表式ニ從ヒ贈与ス

手当金表

議事	一等	二等	三等
一ヶ年手当金	金八百円	金六百円	金三百円
妻帯増	二倍	同	同

第十 条 大元方用ニテ旅行為スニハ左ノ表式ニ從ヒ旅

費并滞在日当ヲ渡スヘシ、銀行用ニテ旅行為スニハ該地

ニ分出張店アレハ表式ノ旅費ノミヲ渡シ日当ハ不渡ヘシ

但銀行ヨリ受取ル旅費ハ大元方ニ収入スルモノトス、

日当モ亦同シ

旅費并日当表

議事	一等	二等	三等
馬車賃			
汽船賃			
汽車賃			
滞在日常			
妻帯増			

第十 一条 在京ト雖モ他社或ハ銀行役配ニヨリ手当金額

ノ半額ヨリ多カラス、其時ノ協議ニ定メ贈与スルヲモアルヘシ

但交際費ハ贈与セス

第十二 条 総轄主務者ハ交際費ハ都テ其実費ヲ詳記シ請

求スヘシ相当ト見認ムルニ於テハ之ヲ渡スヘシ

但予メ其前申置ヘシ

第十三 条 連家嫡男実業ニ就タル輩ハ銀行用・大元方用

ニテ旅行シ他国ニ在勤ナストキハ旅費日当妻帯増トモ三等

全額三分ノ一ヲ贈与ス

但銀行并他社ヘ出動ノトキモ亦此例ヲ做フ

第十四 条 次男以下大元方用ニテ旅行或ハ他国ニ在勤ナス

トキハ其時ノ協議ニ定ム

第十五 条 上任或ハ退職ノ輩ハ慰勞金及手当トモ日割ヲ

以テ贈与ス

但一ヶ月三十日ノ割ヲ以テ算ス

第十六 条 病氣其他事故アツテ欠勤ノモノ一ヶ月中十五

日ハ慰勞金半月分ヲ与ヘ、十五日ヲ踰ユレハ全月分ヲ贈

与セス

但休暇定則ニヨツテ欠勤ノモノハ此限りニアラス

第十七 条 大元方役員等ハ左ニ列記ノ項目ニヨリ申出レ

ハ許可ノ上休暇スルヲ得

一自家ノ家祖及父母ノ祥月忌日全一日

第三章 休 暇 定 則

一 自家ノ仏事及兄弟姉妹等ノ年回忌日全一日
 一同苗代々ノ仏事年忌日半日

一 自家婚姻及養子ヲ向フトキハ一周日間

一 家督相統転宅及子女ノ養子婚姻等他家ニ送ルトキハ五日間

一 自家代々ノ墓所遠国ニアレハ其年回每一周日間ノ滞在ヲ以出張スルヲ得

一 住所類焼ハ一周日間

一 父母病ニヨリ其看病ヲ為スニハ病体ニヨリ特許ス

一 他家ノ実父母死去ノ際ハ一周日間

一 自家不幸ノ際ハ其忌中

但事務繁多ノトキハ出勤ヲ促スコモアルヘシ

第四章 祭資料定則

第十八条 同苗家長及家族死去セントキハ其等級ニ応シ

祭資料ヲ贈与スルヲ左ノ如シ

	一 等	二 等	三 等
議事	三千元	貳千元	千元
妻	千五百円	千元	五百円

第十九条 隠居為セシ輩ハ退職セシ当時ノ等級ニヨリ十

分ノ二ヲ減シテ給ス、其妻モ亦之ニ准スヘシ

第五章 功 賞 例

第二十条 賞典賞与ノ項目ヲ定ムル左ノ如シ

賞 典 年 金

一等	二等	三等	四等	五等	六等
千元	八百円	六百円	五百円	四百円	三百円

賞 与 金

一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等
三千円	貳千五百円	貳千元	千五百円	千元	七百元	五百円	三百円

第二十一条 賞典ハ積年有功ノ輩ニ贈与スルモノトス

第二十二条 賞与ハ著明ナル有功ノ輩ニ贈与スルモノトス

第二十三条 積年有功著明ナル有功ハ大元方銀行ニ限ラ

ス、三井家一門ノ為メニ功有輩ニ贈与スルモノトス

第二十四条 賞典・賞与トモニ議事(空白)ニ限り贈与ス

ルモノトス

第二十五条 賞典金ハ終身贈与スト雖モ、譬ヘハ先ニ五等

賞典ヲ与ヘ後ニ三等賞典ヲ与ヘレハ、先ノ五等賞典ハ贈

与セルモノトス

第二十六条 賞典年金ヲ贈与スト雖モ其後懲戒ヲ受クルモ

ノハ其輕重ニヨツテ剝奪スルコトアルヘシ

第六章 懲 戒 例

第二十七条 一門中ノ財産及家長ノ品位ヲ保護スル為メ特

ニ結約ヲ為ス誓約書ニ基キ、予シメ取締法ヲ設ルコト左ノ

如シ

第二十八条 同苗中失行アレバ取調委員ヲ定メ当否ヲ判スルヲメ會議ヲ開キ処分ヲ行フヘシ

第二十九条 同苗失行アレハ状ニヨリ遠国ニ勤務ヲ命スルヲアルヘシ

第三十条 遠国在勤ハ大元縮ニ協議シテ三井銀行出張店ニ在勤セシムルカ、或ハ河内新田及十余ニ村出張所ヘ在勤ヲ命スヘシ

但赴任ノ節妻帯スルハ本人ノ都合タリト雖モ旅費ハ給与セス

第三十一条 左ニ揚クル所ノ失行ヲ以、懲戒ノ処分ヲ行フヘシ

一家則ニ背戻スル輩

一無謂業務ニ従事セサル輩

一品行方正ナラサル輩

一浪費ノ為メ家財ヲ売却シ或ハ他ニ負債ヲ醸生スル輩

一投機ニ類スル所行アル輩

第三十二条 同苗戸主タル者ハ其子弟ヲ檢束スルノ責ヲ負フヘシ

但戸主幼年ナル輩ハ後見人代テ其責ヲ負フヘシ

第三十三条 同苗ノ子弟第三十一条ノ失行アレハ戸主及後見人ニ懲戒ヲ為サシムヘシ

第三十四条 同苗中輕罪以上ノ犯罪ニ触ル、トキハ直チニ會議ヲ開キ取締法ヲ設クルカ、法官ノ裁判ヲ經タル後、

其失行ニヨリ懲戒ノ処分ヲナスヘシ

第三十五条 同苗ノ犯罪、法官ノ裁判ヲ得テ放免セラレタル者ト雖モ其状ニヨリ懲戒ノ処分ヲナスコトモアルヘシ

第三十六条 同苗懲戒ヲ受クルニ一門協議ノ多数ニ決シタレハ誓約書ニ基キ異議ヲ申出間敷モノトス

第七章 自家世襲財産保護定則

第三十七条 申合家則第七条自家世襲財産保護ヲ申出レハ左ノ手續ニヨルヘシ

第三十八条 地所・庭園・諸公債証書・三井銀行株式等ハ各家毎ニ甲乙帳ヲ設ケ、地券・株券・公債証書ハ大元方

ニ預リ置、其証トシテ甲乙帳ニ割印ヲナスヘシ

第三十九条 宝器等ハ同ク甲乙帳ニ掲載シ物品ヲ預置クトキハ割印ヲナシ、預リ置カサルトハキ其明文ヲ掲載シ割印ヲ為サ、ルヘシ

第四十条 物品ヲ預リ置カサルトキハ每一周年ニ一回其家ニ就キ、主務者・主事立會闕見スヘシ

第四十一条 保護ノ財産都合ニヨリ取消ヲ申出ルトキハ、其理由ヲ糺シ、相当ト見認ルトキハ取消スコトモアルヘシ

つぎの「同苗一致決心誓約書」および「誓約書」は以上の家則および細則と大同小異の内容をもつものである。後者において、一、二、三類以外の資産は各自随意所分することができ、との規定があるのが目立つぐらいである。しかしこの財産の処分についても、「品行不正ニシテ財産ヲ浪費シ或ハ投機ノ商業等ヲ営ム」ときは、三井家の名譽を損い、一、二、三類の財産に被害を及ぼす危険があるから、取締りを受けることになってい

る。結局、純粹の個人財産の使用さえ、きびしい制約を課せられていたのである。この点、三野村なきあとも、三井家の同族財産の管理規定は、少しもゆるめられていないようである。逆に同苗割当ての持分が増加しただけに、かえって、同苗統制を強化しなければ、三井家財産の蕩尽をまねく危険があつた。それだけに統制強化は必然であつたろう。

(表紙)同苗一致決心誓約書

同苗一致決心如左

- 一 皇都ヲ以三井家營業根本地ト確定スル事
- 一 在東京ノ同苗家族不殘東京ニ引移ル事

一 可成本年中ニ引移ルヘシ、若事故有テ遅ニスルモ来二十年中ヲ過スヘカラス

一 病人老人等遠旅ニ不堪モノハ其理由ヲ正シ特別評議ニ定ル事

- 一 東京ヲ初家業現時銀ノ要地ニ手分ヲナシ、相互交代シ各店々手代等ノ奨励セシムル事
- 一 同苗中ノ老輩現時三郎助高祖先ノ遺志ヲ継キ、家則遺法ヲ時勢適当ノ改正ヲナシ、家業擴張ヲ謀策シ、自卒先シテ同苗等ヲ奨励シ且賞罰ヲ正断スル事

但弘業主務・内正主務ヲ分チ相互ニ交代スルモノトス

一 同苗壯年輩以上ハ老年ノ指揮ニ応シ実業ニ就キ勉励シ又營業弘張ノ工風ヲナシ老輩ニ建議スルヲ力ム、又賞罰調

理ニ参与シ老輩ヲ補翼ナス事

但不論交代スルモノトス

一 同苗ノ子弟ハ家業ニ適當ナル専門学科ヲ修シメ然ル後実業ニ従事セシメル事

但何様ノ事故有ト雖モ十年未滿且学科未熟ノ者ハ実業ニ就カシメス

女子モ亦之ニ徴テ正学ヲ修メシメ卑賤ノ贅拔ヲ替テ許サス

一家業現時銀ニ適當ノ者数名ヲ撰定シ事業ノ弘張ヲ謀ラシメ其中老練ノ者ヲ以テ内正ニ兼務セシメル事

一 三井ノ家産ヲ分チテ三トス
 一 尅 永遠不動三井家世襲ノ資産トス、追次増殖ヲ謀リ不朽ニ備、不幸ニシテ現在八家産ヲ失フニ至ル共此資産ニ限り毫毛蚕食スヘカラサルモノトシ特ニ維持ノ法方ヲ設クヘシ

此原額不動世襲共同ノ財産トス、然トモ此產出益ヲ以テ家門全体ニ係ル消費ニ宛、且營業上非常ノ損害補償等ノ料ニ宛

三 同苗各自世襲ノ財産トシ家格ノ分限ヲ定領シ此產出益ヲ以テ自家ノ消費ニ宛、尤歳収ノ半額自家非常備積トナス

一 前項目ヲ基礎トシ細節目ヲ調理シ同苗一致遵行スル事

一家法ニ背者アラハ同苗ノ列ヲ省キル事

右決心誓盟ノ証トシテ姓名を自記捺印候事

明治十九年 月 三井三郎助 印

三井高朗 印

誓約書

三井元之助 印
 三井源右衛門 印
 三井八郎次郎 印
 三井 弁藏 印
 三井 高保 印
 三井八郎右衛門 印
 三井復太郎 印
 三井守之助

一第一類・第二類之財産ハ祖先已来ノ共有物ニ付永世共同物トナシ分離等ヲ為スヘカラサルハ勿論、決シテ私用スヘカラサル事

但此財産ヨリ生出スル利益ハ一門協議之上使用方ヲ定

ムヘシ

一第三類ハ銘ミ私有ノ財産ナレトモ祖先伝来ニシテ三井銀行ノ株式トス、依テ銀行營業中、醫株主中タリトモ売却シテ他ノ事業ニ転用スヘカラス、其外銀行營業年限後ト雖トモ一門協議ノ上永ミ其元資ヲ失ハサル様ノ法方ヲ相立、決テ一人一己ノ勘考ヲ以テ事業ヲ営ム間敷事

一右三類以外ノ財産ハ各自随意ニ所分スルヲ得ルハ勿論ナレトモ品行不正ニシテ財産ヲ浪費シ、或ハ投機ノ商業等ヲ営ムモノ有トキハ、三井家ノ名誉ヲ害スルノミナラ

ス、三類已外ノ財産ニ而償却スル能ハサル程ノ負債ヲ生スルトキハ、自然第三・第一・第一ノ財産ニモ派及シ、先祖伝来之遺物ヲ損傷スルニ至リ可申ニ付、一門中何人ニ限ラス右等ノ所為アリト認ムル場合ニハ一門打寄、評儀ノ上之カ取締方ヲ為スヘシ、其節ノ模様ニ寄、仮令廢戸主ノ勧告ヲ受ルニ至ルモ当人ハ右ノ議決ニ対シ異議ヲ申出間敷事

但議決ハ多数ニ依ルヘシ

一右ノ三種ノ財産ヲ維持スルニハ此誓約ヲ永世履行スル事右之条ミ誓約ス証トシ自記名調印候也

(明治十九年 月)

以上の四種の規則類は、三井同苗およびその財産に関する規則であつた。三井同苗が大元方に結集している以上、それらは大元方の規則でもあつたわけである。つぎの「三井組成規」は、三井同苗に関する規則も含んでいるが、主として、大元方事務規定ともいふべき性格のものである。

三井組役員は十三等級にわからず、主務者（と推定—張紙のため不明、以下同じ）、主事を大元方役、一等から四等までを上書記、五等以下を書記と称する。主務者は、三井銀行の事務に、主事は大元方の事務に専任する。これらの役員の上位にある総轄、議事は同苗本家筋から任命される。議事のうち一、二名が大元方主務者となり、その一名は兼務の場合もある（十条）。議事は平常は銀行事務に専任するが、三井組一切の事務にも関係す

る(十一條)。さきの細則でもあきらかのように議事は最高幹部の候補者であるからであろう。主務者は事実上の三井大元方の責任者である。主事は大元方の事務次長である。

三井組の事務を統轄するため大元方をおき、諸務分掌するため、文書課・地所課・会計課・簿記係の三課一係をおく(十九條)。そのほか秘書部をおき機密の事項を掌り、規則・辞令・祭典のことを担当する(二十一・二十三條)。これら諸課の事務については略すが、大まかにいうと、地所・家屋・公債証書・株券の管理および貸借の管理だけを行つていたとみてよい。そのほかには、三井同苗の事務局の性格が附随しているであろう。だから第三章(三十五條以下)に規定されている出張所も、三井銀行の出張所ではなく、大元方の出張所であり、各地の不動産の管理をしていたものと思われる(五十五條)。第四十七條では京都出張所の業務が定められている。旧貸金取立て、地所・家屋の件、顕名神社・真如堂・諸社寺の件、自家世襲財産保護、旧隸属取締りなどである。

第四章(第六十二條以下)會議定則は、家則のそれより詳細に規定されている。通常會議が毎月初めの金曜日(同苗・重役が会合することは同じであるが、臨時會議には、同苗会、大元方会の名称がつけられている。ここでは同苗会は総轄と議事が会合し、大元方会は同苗並びに大元方役(主務者・主事)が会合することになっている。ことよつては陪席者を加えるが、正式の會議員は、総轄・議事・大元方役だけである。事件によつては、同苗隠居や上書記が會議員になることがある。三

分の二以上の會議員の出席でもつて議決したことについては、欠席者は異議の申立てができない。

第八章配当金定則(第四百條以下)では、配当金の制度を定めており、年給十円を一株とし、一株の割賦高は三井銀行配当の金額を標準とする、といつてゐる。また第九章の勤功賞与金定則では、賞与金を三井銀行の「勤功株ニ差加へ、株券ヲ以テ渡ス」としている。この株は譲渡できず、銀行「非常ノ損耕アルトモ資本株式ニ応スルノ出金ハ為サ、ルヘシ」と定められた特殊な株である。こうした性格の株が法的に認められていたとは考えがたく、おそらく三井内部での操作によるものである。この三井組成規は、三井組の性格をうかがう資料というよりも、三井組の事務機構を知るための好資料である。ただ成規中、はり紙で削除されている主務者(第八十一條からみて、前半の各所で削除されている役職は主務者と推定される)の役目が、やはりわかりにくい。主務者である議事とをわけて規定すれば、もう少し明確になつたであろう。なお以上の五種の規則の間で表現の一致しない箇所もかなりあるが、異同を精密に考証する必要は、いまのところないから、それは略す。

三井組成規

三井組成規目錄

第一章 役員定則

第二章 事務定則

第三章 各出張所定則

第四章 會議定則

第五章 検査定則

第六章 役員俸給定則

第七章 役員旅費日当定則

第八章 配当金定則

第九章 勤功賞与金定則

第十章 役員賜暇定則

第十一章 祭資料香奠及死後手当定則

第十二章 負 責 例

三井組成規

第一章 役員等級定則

第 一 条 三井組役員ハ等級ヲ十三ニ分チ〔主務者ハ〕主事〔主務者ハ〕

ヲ大元方役ト称シ、一以下四等以上ヲ上書記ト称シ、

五等以下ヲ書記ト称ス、主事以下其等級ニ依リ定則ニ定

ル年給ヲ附与ス

第 二 条 〇〇〇〇ハ常二三井銀行ノ事務ニ専任シ、主

第 三 条 主事・上書記ハ定則ニ從ヒ配当金及勤功賞

与金ヲ与フ、書記ハ定則ニ從ヒ配当金ヲ給ス、試補及雇

席ハ定額ヲ設ケスト雖モ、其時ノ協議ニ依リ相当ノ金高

ヲ給ス、小使モ之ニ倣フ、又書記以下ハ勤功賞与金ハ与

ヘスト雖モ勤勞ニ依リ相当ノ金額〔給カ〕スルコトモ有ヘシ

第二章 事務定則

第 四 条 三井組ニ諸役員ヲ置テ左ノ如シ

總 轄

議 事

但同苗ヲ以テ任ス

主 事

書 記

第 五 条 同苗中老輩ノ者ヲ以テ總轄ニ任シ、議事ノ

内名或ハ弍名ヲ撰ミ大元方主務者ト為スヘシ

第 六 条 總轄ハ三井組一切ノ諸務ヲ大元方役員等ノ

協議ヲ以テ總判シ、諸役員ヲシテ各其職ヲ尽サシム

第 七 条 總轄ハ諸規則ノ改正及諸役員ヨリノ申議等

ヲ大元方役員中ノ協議ヲ以テ定決シ適宜処分スヘシ

第 八 条 總轄ハ諸役員等定則ノ禁令ヲ犯ストキハ大

元方役員等ノ協議ヲ得テ負責ヲ行フヘシ

第 九 条 主務者ハ大元方ノ事務長トナリ、總轄ノ命

ヲ承ケテ諸課ノ事務ヲ整理シ、一名ハ秘書部ノ長トナル、

總轄事故有トキハ上席ノ主務者其職ヲ代理ス

第 十 条 總轄・主務者ハ大元方ノ事務ニ専任スト雖

トモ、三井銀行大元締ト協議ノ上、三井銀行ノ事務ヲ兼

任スルコトアルヘシ

第 十 一 条 議事ハ平常三井銀行ノ事務ヲ専任ス、然リ

ト雖トモ、三井組一切ノ事務ニ関涉シ、總轄ヲ助ケ事務

長ト協議シテ諸務ヲ調理スヘシ

第十二一条 主務者事故有トキハ議事ヲ以テ其職ヲ代理セシムルヲ有ヘシ

第十三条 □□□ハ三井組一切ノ事務ニ参与シ、主事ト協議シテ諸務ヲ調理ス、平常ハ三井銀行ノ事務ニ従事スヘシ

第十四条 □□□ハ事務ノ当否、諸役員ノ正邪ヲ監察シテ総轄ニ申議シ、其改正ヲ求ルヲ得、然ト雖トモ之ヲ行フノ權ヲ有セス

第十五条 主事ハ大元方事務次長トナリ、総轄及事務長ノ命ヲ承ケテ諸務ヲ整理ス

第十六条 事故有テ主事ヲ置カサルトキハ上書記代理為スヲ得

第十七条 上書記ハ秘書部ノ次長或ハ一課ノ長トナリ、事務長又ハ部長ノ指揮ヲ承ケテ諸務ニ従事ス

第十八条 書記ハ課長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十九条 三井組ノ事務ヲ総轄スル為メ大元方ヲ置キ、諸務分掌スル為メ各課係ヲ置ク

文書課

地所課

會計課

簿記係

第二十條 大元方中ニ秘書部ヲ置キ、事ノ機密ニ関スルモノヲ專掌ス

第二十一條 秘書部ニ於テハ旧記ノ書類ヲ保存シ、諸規

則・諸達シ等ノ帥案及辞令書等ノヲ掌ル

第二十二條 秘書部ニ於テハ家祖祭典ノ事務ヲ掌ル

第二十三條 秘書部ニ於テ従事為ス者ハ機密ニ関スルヲ他言ヲ禁ス

第二十四條 文書課ノ事務ヲ左ニ列記ス

一 各所ニ往復ノ文書ヲ掌リ及一切ノ書類ヲ編纂保存ス

一 総テ器什ヲ管守シ及調度賄等ノヲニ従事ス

一 書記以下小使ニ至ル迄監督指揮シ大元方ニ申議シテ進退スルヲ掌ル

第二十五條 地所課ノ事務ヲ左ニ列記ス

一 総テ所有ノ地所及家屋ニ関スルヲニ従事ス

一 三井組其他同苗ノ家屋營膳ノヲ掌ル

一 非常ノ予備及人夫使役等ノヲ掌ル

第二十六條 會計課ノ事務ヲ左ニ列記ス

一 総テ金銭出納及精算ノヲ掌ル

一 諸預リ金・貸付金等ノヲ掌ル

一 諸公債証書・株式券状等ヲ保管ス

第二十七條 簿記係ハ會計課中ニ係ヲ設ケ、一切ノ帳簿ニ関スルヲ掌ル

第二十八條 各課事務施行ノ程式ヲ略定スルヲ左ノ如シ

第二十九條 文書課

一 各出張所其他諸方ヨリノ来状ハ此課ニ受取、開封シテ

大元方ニ差出スヘシ、又事務長ノ指揮ニ従ヒ其回答

ヲ書シ、大元方役員ノ調印ヲ得テ送達スヘシ

一各出張所へノ往翰ハ毎通番号ヲ附シ艸稿ト割印スヘシ
 一管守スル器什及書籍類ハ漫リニ人ニ貸与スカラス、若
 事故有テ貸渡ストキハ帳面ニ記入シ借受ノ調印ヲ取置
 ヘシ

一總テ器什等需用ヲ要スルトキハ帳面ニ記シ事務長ノ檢
 印ヲ得テ購求ノ手續ヲ為スヘシ

一役員ノ給料・旅費・日当等渡方ヲ要スルトキハ帳面ニ
 記シ事務長ノ檢印ヲ得テ會計課ニ回シ、渡シ方ヲ為サ
 シムヘシ

一雇入人ヲ要ストキハ聞込有ル雇入人ヲ聞合セ、明細ニ帳
 記シ、事務長ニ伺ヒ、許可ヲ得テ雇入ノ手續ヲ為スヘシ

第三十條 地所課

一總テ地所・家屋ニ関スル件々ハ帳面ニ記シ、事務長ニ
 伺ヒ、許可ヲ得ルノ後施行スヘシ、

一總テ收入ノ金員ハ記帳ノ上発票ヲ製シ金員ニ付シテ會
 計課ニ渡スヘシ

一諸仕払金ヲ要ストキハ発票ヲ製シ、事務長ノ檢印ヲ得
 テ會計課ニ渡シ金員ヲ受取ヘシ

一毎月末日ニ此課ノ收入及諸費等ノ明細表ヲ製シ、大元
 方ニ差出スヘシ

一非常ノ予備トシテ兼テ使役ノ人夫ヲ定メ置キ、同苗ノ
 居宅及所有ノ地所・家屋等ノ近傍ニ出火有レハ速ニ出
 張シテ人夫ヲ使役シ防禦為サシムヘシ

第三十一條 會計課

一各課ヨリ收入ノ金員アレハ送付ノ発票ト引合シテ受取
 ヘシ、又仕払金ノ請求アレハ事務長ノ檢印ヲ証トシテ
 金員ヲ渡スヘシ

但收入済ノ発票ハ檢印シテ簿記係ニ渡スヘシ

一諸公債証書及諸会社株券等ハ番帳ヲ作り、明細ニ書載
 セテ保管スヘシ

一不得止預り金・貸金等ノ申込アレハ帳面ニ記シ、事務
 長ノ許可ヲ得テ取扱フヘシ

但貸金証書ハ大元方ニ保存ス

一簿記係ノ帳簿ハ時々精算ヲナシ、總勘定元帳差引残高
 記入帳ハ日々大元方ニ差出スヘシ

一預り金・貸金ノ利足調書簿記係ヨリ回付アレハ精算シ
 テ事務長ノ檢印ヲ受ケ後受渡シヲ為スヘシ

一二季勘定目録ノ下調書簿記係ヨリ回付アレハ精算ノ上
 本書ヲ調製ヲ為スヘシ

第三十二條 簿記係

一總テ會計課ヨリ回附ヲ為ス発票ヲ以テ諸帳簿ノ記入ヲ
 為スヘシ

一總勘定元帳差引残高記入帳ヲ日々製シ、會計課ニ差出
 スヘシ、其他諸帳簿ハ時々同課ノ精算ヲ受クヘシ

一預り金・貸金ノ利足ハ六月・十二月ニ下調ヲナシ、會
 計課ニ回スヘシ

一二季勘定目録ハ製式ニヨリ下調ヲナシ、會計課ニ回ス
 ヘシ

一各課係ニ日誌簿ヲ設ケ置キ、日々事務ノ詳細ヲ記シテ大元方ニ差出スヘシ

第三十四条 総テ古帳簿ハ番号及年月日ヲ附シ、古帳簿扣ヲ設ケ、之ヲ記載シテ保存為シ置クヘシ

第三章 出張所定則

第三十五条 京都・大坂・横浜・神戸・河内新田并下総十倉二村ニ出張所ヲ設ケ、役員ヲ出張セシメテ事務ヲ取扱ハシム

第三十六条 出張所ノ金錢ハ同地ノ三井銀行分店ニ当座預ケトシ、小切手ヲ以テ仕払ヒ、総テ現金ハ置カサルモノトス

第三十七条 出張所ニ左ノ帳簿ヲ設ク

日記帳

総勘定元帳

同差引残高記入帳

当座預ケ金元帳

損益勘定元帳

其他補助簿

第三十八条 印章ハ大元方ヨリ下付スルモノノ外、漫ニ調彫スヘカラス

第三十九条 毎月末日ニ諸勘定ノ月表ヲ製シ大元方ニ差出スヘシ

第四十条 純益金ハ二季勘定目録ニ付シ大元方ニ送附スヘシ

第四十一条 二季勘定目録上半年六月三十日、下半年

八月三十一日限り精算シテ大元方ニ送附スヘシ

第四十二条 日誌簿ヲ設ケ置、日々ノ事務ヲ記載シ置ヘシ

第四十三条 大元方ヘノ文通ニハ番号ヲ付スヘシ、若滞在ノ議事アレハ検閲ノ上捺印スヘシ

第四十四条 出張所ニ出張員ヲ置キ、事務ノ取扱ヲ為サシムト雖トモ、其地三井銀行分店正副元締ニ協議ヲナシ、漫リニ専断スヘカラス

第四十五条 事故有テ出張員ヲ置カサル時ハ分店正副元締ニ諸務ヲ委托スヘシ

第四十六条 諸帳簿類ハ元締ノ検閲ヲ乞ヒ、捺印ヲ受置クヘシ

第四十七条 京都出張所ニ於テ左ノ諸件ヲ取扱モノトス

一 旧貸金取立ノ件

一 地所家屋ノ件

一 顯名神社ノ件

一 真如堂ノ件

一 諸社寺ノ件

一 自家世襲財産保護ノ件

一 旧隷屬取締ノ件

第四十八条 旧貸取立ハ怠リナク督促ヲナスヘシ、但取立金ハ明細書ヲ附シ三ヶ月毎ニ大元方ニ送附スヘシ

第四十九条 地所・家屋ハ貸料ヲ定メ延滞ナク取立ヲ為

スヘシ

第五十條 顯名神社ノ祭典ハ前規ヲ乱サス、定額ヲ以テ取扱フヘシ

第五十一條 真如堂及諸社寺ノ件々ハ同苗一門ニ関ル常務ヲ取扱フヘシ

第五十二條 自家世襲財産ハ伺ノ上取扱フヘシ

第五十三條 旧隸屬ノ取締ハ定ムル所ノ規則ニ依リ取扱フヘシ

第五十四條 京都同苗ノ旧邸ノ諸件監督ヲナスヘシ

第五十五條 大阪・横浜・神戸出張所ニ於テ左ノ諸件ヲ取扱フモノトス

一 貸地・貸家ノ件

一 貸地料・家賃ヲ定メ之ヲ取立ルノ件

一 地所・家屋ニ対スル納税及区費ノ件

一 不得止繕普請ノ件

第五十六條 大阪出張所ニ於テハ河内新田出張所ノ諸務ヲ監督シテ指揮スヘシ

第五十七條 河内新田出張所ハ大阪出張所ノ所括ヲ受クヘシ

第五十八條 河内新田并ニ下総十余二村ノ兩出張所ニ於テ取立タル石代其他収入ノ金員ハ所括所ニ送り諸費仕払ニ入用アレハ所括所ヨリ受取ヘシ

但兩出張所ニハ多額ノ金員ヲ置ヘカラス

第五十九條 諸帳簿類ハ時々所括所ニ持出シ検査ヲ受ク

ヘシ

第六十條 諸伺二季勘定目録并月表等ハ総テ所括所ニ差出スヘシ

第六十一條 各出張所役員ノ勤惰ハ其地分店元締ニ於テ監督シ、二季目録送附ノ時勤惰表ヲ大元方ニ送ルヘシ

第四章 會議 定 則

第六十二條 會議ハ通常・臨時ノ二法トス

第六十三條 通常會議ハ毎月初ノ金曜日ヲ以定日トシ、

同苗重役会合スルモノトス

第六十四條 臨時會議ヲ二法ニ分テ同苗会・大元方会トス

第六十五條 同苗会ハ總轄并議事ノ会合スルモノトシ、大元方会ハ同苗并大元方役ノ会合スルモノトス

第六十六條 臨時會議ハ期節ヲ定メス總轄ノ見込ヲ以開会スルモノト

但事件ニ依リ係り員陪席スルヲモ有ルヘシ

第六十七條 會議員ハ總轄・議事并大元方役ヲ以テ定員トス

但事件ニ依リ同苗隠居及上書記ヲ以會議員ト為ス

モ有ルヘシ

第六十八條 會議員ハ同苗并大元方役トモ同等ノ權利ヲ

有スルモノトス

第六十九條 通常會議・臨時會議トモ前日迄ニ通知状ヲ

文書課ヨリ差出スヘシ、若會議員中欠席ヲ為スモノハ其理由ヲ掲載シタル断状ヲ差出スヘシ

但通知ノ刻限ヨリ十分前ニ出席スヘシ

第七十条 會議員三分ノ二以上出席ノ上決議為シタル件ハ事故有テ欠席為セシ會員ニシテ後日不同意ヲ申立ルトモ功ナキモノトス

第七十一条 事ノ重大ナル件ハ遠国ニ在ル會議員ニ通知書ヲ以テ意見ヲ問ヒ或ハ呼寄ル^ルモアルヘシ

第七十二条 各會議員ヨリ申議ノ件アレハ考案書ヲ差出スヘシ

第七十三条 會議席ニ差出スヘキ書類

一各課・出張所ヨリノ伺願書

一同苗各家ヨリノ伺願書

一役員及旧隸属ヨリノ伺願書

一申議ノ考案書

右書類ハ決議ノ上指令ヲ附スモノトス

一各地ヘノ通知扣

一各地ヨリノ来状

一各地ヨリノ月表

一各課ノ日誌簿

一諸届ノ書類

右書類ハ閱見ノ上捺印シ置ヘシ

第七十四条 決議ノ件ハ決議録ニ記載シテ出席員ノ捺印ヲ為スヘシ

第七十五条 小事ニシテ至急ヲ要スル件ハ書面ヲ以テ回議スヘシ

第七十六条 會議ハ調和熟成ヲ主トシ、決議ハ各員論スル正理ニ依テ決スヘシ

第七十七条 會議員ハ左ノ禁令ヲ遵奉スヘシ

一偏頗及事実ニ反スル所置為スヘカラス

一諸規則ニ違背スヘカラス

一私意ヲ強迫スヘカラス

一暴言罵詈スヘカラス

一雑話ノ為メ漫リニ時間ヲ費スヘカラス

第七十八条 茶菓ノ外飲食物ヲ為スヲ許サス

但時間ノ都合ニ依リ弁当ヲ用ユルハ此限ニ非ス

第五章 検査 定 則

第七十九条 検査ハ各課係及各出張所ニ於テ取扱ヒタル^{〔般カ〕}諸設ノ事務ヲ調査スルモノトス

第八十条 検査ハ常式・臨時ノ二法トシ、常式検査ハ毎月初ノ金曜日ヲ以テシ、臨時検査ハ期節ヲ定メス特ニ調査スルモノトス

第八十一条 常式検査ハ総轄・主務者并主事立合検査法ニ依リ点查ヲ為スモノトス

第八十二条 臨時検査ハ総轄・議事并大元方役立合、遺漏ナク点查スルモノトス

第八十三条 検査法ノ順叙ヲ左ニ略定ス

一 地券・諸公債証書・諸株式券及貸付証書等ヲ各記入帳

ト点查ヲ為スヘシ

一 金銭ハ当座預ケ金元帳ニ依リ通帳及小切手原符ヲ以テ

点查ヲ為スヘシ

一 諸帳簿ハ日々記入法ノ邪正ヲ検シ、且日記帳及総勘定

元帳ニ依リ各補助簿ト点查ヲ為スヘシ

第八十四条 前条ノ順致ヲ以検査ヲ為スト雖モ常式検査

ニ限り確正ト見認ルトキハ各補助簿ノ点查ヲ為サ、ルコ

モ有ヘシ

第八十五条 毎六月・十二月末日ノ諸勘定ハ本法ノ検査

ヲ為スヘシ

第八十六条 諸帳簿ノ記入方ニ於テ肝作ノ記入ト見認ム

ルトキハ其理由ヲ審糺シ、不正ナルニ於テハ速ニ改良ヲ

命セシ上負責ノ処分ヲ為スヘシ

第八十七条 各出張検査ハ期節ヲ定メス、議事・主事ノ

内ヲ以テ派出検査ヲ命スルモノトス

但都合ニ依リ上書記ヲ以テ代理検査ヲ命スルコトモ有ヘシ

第八十八条 派出検査役ハ出張所事務ノ良否ヲ視察シ諸

帳簿及現金等ヲ調査スヘシ

第八十九条 派出検査役ハ視察ノ上改良ノ考察アレハ意

見書ヲ以テ伺フヘシ、決シテ専断ノ所置ヲ為スヘカラス

第九十条 然トトモ猶予ナリ難キ事件発見シタルトキ

ハ仮ニ所置ヲナシ置キ速ニ伺ヲ為スヘシ

第六章 役員俸給定則

第九十一条 役員ノ俸給ヲ定ルコト左ノ如シ

大元方		書記				試補
等級	主事	一等	二等	三等	四等	
年給	上級 六百円 下級 四百五十円	同 四百五十円	同 四百円	同 三百五十円	同 二百七拾円	同 二百五十円
等級	五等	六等	七等	八等	九等	十等
年給	上級 二百七拾円 下級 二百五十円	同 二百二十拾円	同 百七拾五円	同 百六十拾五円	同 百四十拾五円	同 百拾五円
等級	十一等					
年給	上 六拾五円 中 五拾五円 下 三拾六円					

第九十二条 雇席及小使ノ俸給ヲ定ルコト左ノ如シ

等級	雇席			小使		
	一級	二級	三級	一級	二級	三級
月給	上二拾円	同拾二円	同七円	五円	四円	三円五拾銭
	下拾五円	同拾円	同五円			

第九十三条 等級ハ三年ヲ踰ヘタル後合格ノ者ハ昇等ヲ為スヘシ

第九十四条 然レトモ格別ノ勉勵或ハ功勞有ル者ハ三年ヲ踰ユルノ例ニ非ス

第九十五条 兩課ニ兼務為ス者ト雖トモ増給ハ与ヘス

第九十六条 新任或ハ昇降及放免ノ者ハ日割ヲ以テ給与スヘシ

但一ヶ月三十日割ヲ以テ算ス

第九十七条 病氣其他事故有テ欠勤ヲ為ス者一ヶ月ヲ踰

ユルハ半高ヲ給シ、二ヶ月ヲ踰ユレハ全ク給与ヲ為サ、ルヘシ

但賜暇定則ニ依テ願濟ノ者ハ此限ニ非ス

第九十八条 年俸ハ十二ニ分割シ毎月二十五日ヲ以テ渡

スヘシ

第七章 役員旅費定則

第九十九条 旅費ハ諸役員各出張所へ旅行スルトキハ一

切ノ費用ニ充ツル為メ之ヲ支給ス

第一百条 旅費ハ等級ニ依リ五等ニ分チ、左表ノ如ク

定ム

種類	等級	
	一哩毎ニ	一日毎ニ
汽車賃	一哩毎ニ	一日毎ニ
汽船賃	一海毎ニ	一日毎ニ
馬車賃	一里毎ニ	一日毎ニ
日当		

第一百一条 汽車賃ハ哩數、汽船賃ハ海里數、馬車賃ハ

里數、日当ハ日數ニ応シ之ヲ支給スヘシ

但日当ハ其日往返ノ旅行ニハ半額ヲ給ス

第一百二条 汽車・汽船及馬車賃ハ其種類毎ニ經過セシ

路程ノ總數ヲ合算シテ之ヲ支給スヘシ

但其一未滿ノ端數ハ計算ヲナサス

第一百三条 各出張所へ在勤ヲ命スルトキハ定則旅費・

日当ヲ二倍ヲ増給シ、家族ヲ携フ時ハ増給旅費ノ外相当

ノ手当金ヲ給スヘシ

第八章 配当金定則

第一百四条 配当金ハ二季勘定目録精算ノ上慰勞トシテ

主事以下ノ役員ニ割渡スヘシ

第一百五条 其配当ノ方法ハ年給ノ金高拾円ヲ一株ト定

メ、之ヲ割賦ス、試補・雇席及小使ハ適宜ノ金高ヲ給ス

ヘシ

但一株ノ割賦高ハ三井銀行配当ノ金額ヲ標準トスヘシ
 第一百六条 若シ役員等級ニ昇降アリ、新任或ハ放免或ハ三十日以上欠勤等ノモノ有レハ八月割ヲ以増減ス、其新任及昇等ノ者ハ一ケ月中ノ十五日以前ノ分ハ半月ヲ与ヘ、十五日以後ノ者ハ翌月ヨリ給ス、降等并放免ノ者ハ其月ヨリ減ス、欠勤ノ者ハ六ケ月中三十日ニ滿レハ一ケ月ヲ減スヘシ

第九章 勤功賞与金定則

第一百七条 勤功賞与金ハ主事・上書記ニ限り三ケ年勤続ノ者ヘ給与ス

第一百八条 此賞与金ハ勤勞ヲ賞セシ者^マノナルカ故ニ正金ヲ以テ与ヘス、三井銀行ノ勤功株ニ差加ヘ株券ヲ以テ渡スヘシ

第一百九条 勤功株割渡シ方左ノ如シ

等級	主事	一等	二等	三等	四等
株数	上級一〇	同八	同七	同六	同五
	下級一〇	同八	同七	同六	同五

但壹株ハ百円ト定ム

第一百十条 書記以下ハ三ケ年勤続シテ精勉ナル者ノニハ協議ニ依リ相当ノ賞与スヘシ

第一百一十條 勤続ノ年限ハ三十六ケ月ヲ以テ三年トス、故ニ一ケ月以上欠勤アレハ其月数ヲ除ク、若シ役員等級ノ昇降及新任或ハ勤中死亡或ハ自ら辭職セシ者ハ、配当

金定則第六條ノ例依リ月数ヲ算スヘシ、然レトモ罪有テ放免ノ者ハ与ヘサルヘシ

但此賞与ハ定則ノ年限滿タサレハ渡サ、ルヘシ

第一百十二條 勤功株益金ハ株券ヲ与ヘタル翌月ヨリ起算スヘシ

第一百十三條 此株券ハ勤功ノ表章ナル故ニ他人ニ売渡シ又ハ質入等為スヲ許ササルハ勿論、当人或ハ其子孫ニ如何ナル事情アルトモ株金ハ渡ササルヘシ、依テ賞与ノトキ当人ヨリ其旨約束ノ証書ヲ出サシムヘシ

第一百十四條 此株券ハ三井銀行資本株式券ト同一ナラサルカ故ニ、同行非常ノ損耗アルトモ資本株式ニ応スルノ出金ハ為サ、ルヘシ、然レトモ分散鎖店ノ場合ニ至レハ同行ノ成規ニ依テ没入スヘシ

第一百十五條 若シ此株券紛失スル時ハ株高并姓名・番号等ヲ速ニ届出ヘシ、大元方ニ於テハ三井銀行ニ通牒シテ成規ノ手続ヲ為スヘシ

第一百十六條 此株券ハ幾年経過スルトモ最初賞受人ノ姓名ヲ取消スコトヲ得ス、故ニ当人死亡ノ時ハ大元方ニ届出、其相続人ノ姓名ヲ券状ノ裏面ニ書入ルコトヲ請フヘシ

第十章 役員賜暇定則

第一百七七條 諸役員別段ノ用向アルニ非サレハ左ニ列記ノ日ヲ以テ一同ニ休暇ヲ許ス

一二月一日ヨリ三日迄

但一日ニハ定ノ時刻ニ出頭シテ祝賀ヲ申スヘシ

一 一般ノ大祭日

一 五月六日、十月十三日兩祭日

一 毎日曜日

第百十八條 日曜日ハ総員ヲ折半シ、其一部分ハ当直ト

シテ事務ヲ取扱フヘシ

第百十九條 諸役員等左ニ列記ノ項目ニ依リ出願セハ休

暇ヲ許スヘシ

一 父母ノ祥月忌日全一日

一 祖先及家族ノ年忌日半日

一 自己ノ婚姻ニハ前後合セテ三日

一家督相統、子女ノ養子・婚姻及転宅等ハ当日

一 父母遠国ニアル者ハ三年間ニ一度滞在一週間ヲ以婦省

ヲ許ス

一 父母ノ墳墓遠国ニアル者左ノ年回ニハ滞在一周日間以

婦省ヲ許ス

一周忌 七回忌 十三回忌 十七回忌 二十三回忌

二十七回忌 三十三回忌 五十回忌

一 遠国ニ在勤ヲ命スル時ハ出発前支度三日又婦京セハ二

日

一 住所類焼ハ三日

一 父母ノ看病ニハ其病体ニ依リ協議スヘシ

第百二十條 総テ婦國旅行ハ汽車・汽船ノ道ヲ取ヘシ

但汽車・汽船ニ不便ノ土地ハ一日二十里話ヲ定度トス

第百二十一條 総テ賜暇ヲ願フ者ハ大元方宛ノ願書ヲ以テ

三日前ニ課長ヲ経テ大元方ニ差出スヘシ

第十一條 祭資料香奠及死後手当定則

第百二十二條 死去セシ時ハ三井銀行ノ等級及勤務中

ノ功跡或ハ年数等ニ依ヨリ左ノ金額ヲ標準トシテ祭資料

ヲ与フヘシ

一 貳千円以下五百円以上

第百二十三條 総テ役員死去セシ時ハ其等級ニ応シ左表ノ

如ク手当及香奠ヲ与フヘシ

等級	主 手	後 手	死 後 手 当
	上級二ケ年間	上級一ケ年間	上書記
年級半額	下級一ケ年間	一ケ年間	

香 奠

等級	主 事	上 書 記	一級 記 席	二級 記 席	三級 記 席	補 席
金額	三 円 貳 角	五 拾 錢	五 拾 錢	五 拾 錢	五 拾 錢	五 拾 錢

第百二十四條 主事ハ勤務中ノ功跡ニ依リ特別祭資料ヲ与

フコモ有ルヘシ

第百二十五條 書記以下ハ時々協議ニ依リ手当ヲ給スヘシ

第百二十六條 役員ノ父母及妻死去スレハ前表半額ノ香奠

ヲ与フヘシ

第十二章 負 責 例

第百二十七條 負責例ハ大元方役以下小使ニ至ル迄左ニ掲

クル犯跡アル者ニ其責ヲ負ハシムヘシ

一 諸役員其職務ヲ怠リ或ハ不品行ナル者

一 三井組所有ノ金銭及諸証書等ヲ私用シ又ハ竊掠スル者

一 三井組ノ名ヲ仮リ自己ノ利益ヲ謀リ又ハ私用ヲ弁スル者

一 犯罪者ノ事情ヲ知り之ヲ見逃ス者

一 総テ定則ニ背戾スル者

第二百二十八条 負責ハ断勤・降等及放逐トス

第二百二十九条 断勤ハ五日以上三十日以内出勤ヲ差止ムル

モノトス、降等ハ現等ヲ降シ或ハ上級ヲ下級ニ降スヘシ、放逐ハ行通ヲ禁スルモノトス

但断勤ハ日数二倍ノ日割ヲ以テ給料ヲ減スヘシ

第二百三十条 負責ヲ行フニ重キハ審問委員ヲ選任シテ嚴

糾セシメ、大元方ノ協議ヲ以テ相当ノ負責ヲ行フヘシ、

然レトモ犯跡軽罪以上ニ渉ル者ハ公庁ニ訴フヘシ

第三十一条 負責ヲ為ス者其償金ヲ為サ、ル時ハ公庁ニ

訴フヘシ

但事實止ムヲ得ス即時償金為シ難キ者ノハ其方法ヲ設

ケ償却セシムルヲモ有ルヘシ

第二百三十二条 犯罪者審問ノ際、遁辞及隱諱スル者或審問

中逃亡等為ス者ハ公庁ニ訴フヘシ

第二百三十三条 負責ハ頭跡アルニ非サレハ朦朧ノ聞込ヲ以

テ漫リニ行フヘカラス

第二百三十四条 犯罪者自訴謝罪スル者ハ其負責ヲ輕減スヘシ

第二百三十五条 三井組ニ関セスト雖モ他ノ犯罪有ル時ハ解

雇ナスヘシ

但裁判ノ末無罪放免ノ申渡ヲ受タル時ハ其情状ニ依リ

再動ヲ命スルヲモ有ルヘシ

三井組成規準

四、ま と め

最後にこの史料紹介のまとめを行なっておこう。まず財産の種類別別に別表でその性格を整理しておく。家則では、一類と二類の区別について、いろいろ言葉を費やしているが、その性格にやはり重複の気味がある。明治九年の盟約書に含まれていた大元方財産の三井同苗からの独立化（さきにかりに法人化とよんだ傾向）が明確化した場合には、一類と二類のごとき区別が当然生じてくるが、三井同苗の決議によって一類財産の分割が可能な条件のもとでは、一類財産と二類財産の区別は形式的ならざるをえないであろう。

明治九年七月の三井組の三井銀行への改組後、明治十一年に盟約書の改訂が行なわれ、明治十八年には、おそらく三井銀行株式の払込み完了を契機として大元方持株が分割され、十九年には、三井家定則をはじめとして、諸種の規則が作製された。

この過程をふりかえってみると、明治初年から強力に押しすすめられた三井家の改革が三野村の死を契機として方向をかえつつあったと評価することができる。「旧大元方之資財ハ三井氏一族之共有物ニ非ず、又同苗中各己之私有物ニもあらず」とまで

三井家財産の分類 (明治19年)

財産の種別	財産の性格	財産の形態	所分の制限
一 類 (家則第2, 3, 4条)	永遠不動三井家世襲の家の資産。失つても、此資産を蚕食してはならない。	田畑, 山林, 宅地, 牧場	二類財産への変更不可
二 類 (家則第2, 3, 4条)	原類は共通財産。産出する利益で家門全体にわたる消費にあて、非常の損失を補填する。	三井銀行株, 田畑, 山林, 宅地, 牧場, 政府別の会社・銀行株	一類へ変更可。三類へも変更可であるが、二類は三類総高より下らないものとす。
三 類 (家則第2, 3, 6, 7条)	各家世襲の財産。家格の分限を定め、自家消費にあてる。	三井銀行株	銀行株売買禁止
その他の各家財産 (家則10条)	各家が所有権をもつ。		会社, 銀行に投資してはいけない。自家からは起してはならない。

定めて、同苗による大元方財産の蚕食を防ぐとした三野村の目からすれば、大元方の財産を三井氏の共有物だと定義をしておし、それを削減して同苗に分割した明治十年代の改革は後向きな改革であったにちがいない。同苗の発言力の伸張によるこうした後退は、おそらく三井銀行の不良貸付の増加と関係があるだろう。諸書の伝えるところによれば、明治十五年に副長に就任した西邑虎四郎は、好人物で放漫な貸付をしたといわれている。また銀行役員が政府高官などよりの借入申込みを必死にこわつても、今度は三井の主人たちの同意をとりつけてやってくるので、ことわりきれない、といったことがしばしばあり、貸付の不健全化が進んだといわれている。三井同苗の権利の伸張はこんなところでも悪影響を与えている。規則は精密化されたが、三井組は三野村の手綱をはなれて危険な方向に走りつづつあった。この方向の危険さを最もよく知っていたのは、三井家の保護者であった井上馨であったろう。かくして井上の手によって中上川彦次郎が登場するのである。

一九六七・七・七稿

付記

本稿で利用した史料は財団法人三井文庫所蔵文書である。これらの史料は、福島正夫『日本資本主義と「家」制度』(一九六七年)でも若干利用されている。